第4章 施策展開

基本的視点

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(1) 妊娠・出産支援と母子の健康の増進

【現状と課題】

- ニーズ調査によると、約半数の保護者が子育てに関する悩みや不安等があると回答しており、その内容は、就学前児童の保護者では、「健康や発達のこと」が 18.9%と最も多くなっています。また、約半数の保護者が、「こどもに体罰を与えたこと」、「こどもを虐待しているのではないかと思い悩んだこと」、「出産や育児でうつ病(状態)となったこと」、「自殺を考えたこと」、「育児放棄になったこと」のいずれかがあると回答しています。
- この要因としては、少子化の進行に伴い、乳幼児の世話をする経験がないままに親になるケースが増加しているなど、 子育てに関する知識・経験やこどもの成長・発達への理解が十分でない中、核家族化の進展や地域との関わりの希薄化 などにより、親きょうだいや近隣の人などから子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなり、子育て家庭 の多くが負担感や孤立感を感じていることなどが考えられます。
- このため、妊娠・出産や子育てに関する正確な知識や適切な情報を得ることができるようプッシュ型の情報提供をは じめ、妊娠中から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じながらニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援な ど相談支援体制の充実を図るとともに、支援を必要とする妊産婦をしっかりと把握し、心身共に不安定になりやすい産 前・産後の母親のサポート等を総合的に実施していく必要があります。
- また、母子の健康を確実に確保していくことは、親の心身の安定やこどもの健全な成長を図る上で基本となる非常に 重要なことであるため、妊娠・出産のステージや乳幼児の発達段階に応じた効果的な健康診査等を引き続き実施し、母 子の健康管理に取り組む必要があります。
- さらに、こどもが急病のときなどに、安心して病院を受診できる小児医療体制を維持・確保していく必要があります。

【主な施策展開】

① 母体や子育てに関する情報提供・相談

安全な妊娠・出産を支援するとともに、出産や子育てに対する不安感の解消を図るため、妊婦や乳幼児の健康管理や 子育てに関するプッシュ型の情報提供、相談支援を行うほか、夫婦が共に協力して出産や子育てに取り組むための体験 型の講座を開催します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
情報提供の推進	母子健康手帳(親子健 康手帳)の交付	妊娠の届出をした妊婦に対し、母とこどもの健康を管理するため、妊娠・出産・育児に関する状況などを記録する母子健康手帳を交付する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	ひろしま子育て応援ア プリの配信及び利用促 進	子育て家庭が容易に子育て支援情報を取得することができる、スマートフォン向けアプリを配信し、健康診査や予防接種、地域の子育て情報のプッシュ型配信を行うとともに、アプリから妊娠届や乳幼児健康問診票を入力できるようにする。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	子育てハンドブックの 作成	子育で中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育で支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(6)-①、3-(1)-④⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	妊婦及び乳幼児をもつ 保護者に対するたばこ の害についての啓発	喫煙している保護者や同居者に対し、母子健康手帳交付時 や乳幼児健診の機会を捉えて、喫煙や受動喫煙に関するリ ーフレット等の配付や、禁煙相談を行う。	健康福祉局 健康推進課

情報提供の推進	「おひざにだっこのえ ほん」冊子の作成・配 布	親子が乳幼児期から絵本を通してふれあい、読み聞かせや おはなしを楽しむため、こども図書館において乳幼児向け 絵本のブックリストを作成し、「こんにちは赤ちゃん事業」 により乳児がいる家庭を訪問した際に配布する。	市民局生涯学習課
	子育て世代向けインス タグラム「広報ひろし ま おやこと市政」	子育て世代を対象に、広報紙「ひろしま 市民と市政」に 掲載した記事の中から子育てに役立つ情報をインスタグ ラムで発信する。	企画総務局 広報課
	妊娠・出産包括支援事業(母子保健相談支援 事業)	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・育児に関する助言や情報提供等を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こんにちは赤ちゃん事 業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が 訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報 提供を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
相談支援の推進	家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に、公民館や集会所等において、子育てに関する相談等を実施する。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する 相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、 地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養 成、子育て情報の提供などを行う。【1-(6)-①、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
講座の開催	パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【3-(1)-⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	きんさい!みんなの保 育園事業(はじめての 子育て応援事業)	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【3-(1)-⑤】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課

② 妊娠・出産に係る支援の推進

出産を間近にして不安定になりやすい妊婦や、出産直後でこれからの子育てに不安を覚えやすい産婦の心身の安定を 図るため、妊娠・出産に対する包括的な支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	妊娠・出産包括支援事業(産後ヘルパー派遣 事業)	産後1年未満の産婦を対象に、産婦の自宅に、本市が委託 する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、家事や育児 等の支援を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
妊娠・出産への包	産後ケア事業	産後1年未満(宿泊型は産後6か月まで)の産婦を対象に、 自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等 での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する 指導等を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
括的な支援の推進	風しん抗体検査事業	先天性風しん症候群や風しんのまん延防止を図るため、妊娠を希望する女性とその同居者等を対象とし、風しんの予防接種が必要である者を効果的に抽出するための抗体検査を実施する。	健康福祉局健康推進課
	不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療と出産 につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。【1 -(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

③ 妊産婦・乳幼児の健康管理の推進

妊産婦の心身の状態や乳幼児の発達状況等を定期的に確認し、妊産婦や乳幼児の健康を守り、増進するとともに、必要に応じて適切な支援につなげていくため、様々な健康診査等を継続的に実施します。

<主な事業・取組>

<u> </u>		(他の拘戦画別の合項日番号を内合側に 【【基本的党员】「皇民他来」」	
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	妊婦一般健康診査	妊婦の健康を保持するため、産科医療機関等に委託して健 康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	妊婦歯科健康診査	妊婦及び生まれてくるこどもの歯と口の健康を保持する ため、歯科医療機関に委託して歯科健康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
妊産婦の健診の 実施	産婦健康診査	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図り、産婦の健康 を保持するため、産科医療機関等に委託して健康診査を行 う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事 業	低所得の妊婦を対象に、妊婦健診の受診状況などを把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	先天性代謝異常等検査	ある種の酵素が不足する先天性代謝異常等の20疾患を早期に発見し、適切な治療につなげるため、生後2~7日の新生児を対象に血液を採取し、専門の検査機関で検査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	新生児マススクリーニ ング検査に関する実証 事業	先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡充に向けて、国と連携し、新たに3疾患について専門の検査機関で新生児の検査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	新生児聴覚検査	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、生後 28 日未満の新生児を対象に、医療機関に委託して新生児聴覚検査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	1か月児健康診査	1 か月児の健康の保持増進を図り、育児上問題となる事項 を把握するため、医療機関に委託して健康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
乳幼児の健診の	乳児一般健康診査	乳児の健康の保持増進を図るため、医療機関に委託して健 康診査を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
実施	4か月児健康診査	疫病の予防や健康の保持増進を図るため、4か月の乳児を 対象に、小児科医師、保健師、栄養士等により集団で健康 診査を集団で行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	1歳6か月児健康診査	身体発育・精神発達の面で行動や機能等がはっきりしてくる1歳6か月児を対象に、集団で内科・歯科や心理面の健康診査を行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養や育児に関する相談・助言を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	3歳児健康診査	幼児の心身の発達の上で特に重要な時期に当たる3歳児を対象に、集団で内科・歯科や心理面の健康診査、視聴覚検査を行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養や育児に対する相談・助言を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	5歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、こどもの発達や行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【2-(3)-(3)	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
乳幼児の予防接 種の実施	予防接種事業	予防接種法に基づき、BCGワクチン等の予防接種を行う。	健康福祉局 健康推進課

④ 小児救急医療体制の維持・確保

こどもが体調を崩した際に、適切な医療を受けられるよう、受診・相談先等のこどもの急病時に役立つ情報の提供や、 救急医療体制の確保を行います。また、妊産婦や新生児が適切に医療を受けられるよう、周産期の母子医療体制の確保 に努めます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
情報提供の推進	小児救急適正受診啓発 事業	急病時の電話相談事業等について掲載したマグネットシートを各保健センターで配布し、小児救急医療の適正受診を図る。	健康福祉局 医療政策課
救急医療体制の 確保	小児救急医療体制の確 保	舟入市民病院の小児科救急診療(24時間・365日)、 北部医療センター安佐市民病院の小児科夜間救急医療(日曜日(8月6日及び年末年始を除く。)の18~22時) 等を実施する。	健康福祉局 医療政策課
周産期母子医療 体制の確保	広島市民病院での総合 周産期母子医療センタ ーの運営	母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中 治療管理室を含む新生児病棟を備え、危険度の高い妊産婦 や新生児に対する高度な医療を24時間365日体制で 実施する。	健康福祉局 医療政策課

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(2) 乳幼児期の教育・保育の総合的な推進

【現状と課題】

- 本市の保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の入園児童数は、令和3年度に過去最高となって以降、ほぼ横ばいで推移していますが、乳幼児数の減少が続いていることから、女性の就業率の上昇等に伴う要保育率の上昇を加味しても、保育需要が減少に転じることが予想されます。
- こうした中、女性の就業率の上昇や核家族化の進展等による保育需要の増加に伴い発生していた"待機児童"は、ハード整備による受入枠の拡大や、受入枠を効率的に活用するための保育サービスアドバイザーによる保護者への情報提供など、ハード・ソフト両面からの総合的な取組により、令和6年4月に、平成7年度の調査開始以降初めて"ゼロ"になりました。今後も待機児童ゼロを継続していくためには、引き続きハード・ソフト両面から取り組んでいく必要があります。
- 乳幼児期は、生涯に渡る人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、全てのこどもに対して、遊びや生活の中で、将来の学びにつながる質の高い教育・保育を行う必要があります。
- また、ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の 30%以上が多様な保育サービスの充実を求め、同じく 60%以上 の保護者が、子育ての精神的負担を減らすために「こどもの一時預かりなど親がリフレッシュするための支援」を求めています。
- こうしたことから、幼児教育・保育の充実に向けて令和2年に策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」に基づき、乳幼児数が減少していく中にあっても、公立・私立、幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図るとともに、長期に渡って持続可能な提供体制の構築に取り組む必要があります。また、持続可能な提供体制の構築にあたっては、幼児教育・保育の質の向上を図り公立園が担うべき役割を果たすための拠点となる「拠点園」の設置を進めていくこととしています。
- その提供体制を基盤として、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育、幼稚園教諭・保育士等の有する専門的な知識 や経験を活かした相談支援、小学校との円滑な接続など、全ての乳幼児が質の高い教育・保育を受けられる体制づくり や、保護者のニーズの多様化に的確に対応できるよりきめ細かな幼児教育・保育サービスの提供を推進していく必要が あります。

【主な施策展開】

① 保育園等入園待機児童ゼロの継続

待機児童ゼロを継続するため、引き続き、保育需要に応じた保育園等の整備や受入枠を効率的に活用するための情報 提供等に取り組むとともに、就職促進や負担軽減など安定的な保育士等の確保に向けた取組を実施します。

<主な事業・取組>

			E - 14 - 1 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -
施策展開の 方向性	名称	内 容	担当課
受入枠の拡大・活用	民間保育園等整備補助(待機児童対策分)	地域の保育需要に応じて、民間保育園等の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。	こども未来局 幼保給付課
	認可外保育施設認可化 移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。【1-(2)-②】	こども未来局 幼保給付課
	保育サービス相談事業	待機児童が発生しないよう、各区役所に保育サービスアドバイザーを配置し、一時預かり事業や幼稚園預かり保育など多様な保育サービス、希望する保育園等以外の通園可能な保育園等の情報提供を行い、保育ニーズと保育サービスを適切に結び付ける。	こども未来局 幼保給付課

受入枠の拡大・活用	私立保育園等 1 ・ 2 歳 児受入促進事業	待機児童の大部分を占める1・2歳児の受入れを促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。【1-(2)-③】	こども未来局 幼保給付課
	保育士合同就職説明会 の開催	私立保育園等が安定的に人材を確保できるよう、市内の私 立保育園等合同の就職説明会を開催する。	こども未来局 幼保給付課
	学生と若手保育士の交 流会の開催	保育現場の様子等を理解した上で就職活動に臨むことが できるよう、養成校の学生を対象に、若手保育士との交流 会を開催する。	こども未来局 幼保給付課
	保育士就職体験マッチ ング支援事業	就職先の選択肢を増やし、ミスマッチによる早期離職を防止するため、養成校の学生を対象に、保育園等での就職体験を実施する。	こども未来局 幼保給付課
	公立保育園等 I C T 化 推進事業	公立保育園等における保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をICT化するシステムの保守・運用を行う。	こども未来局 幼保企画課
安定的な保育士 等の確保	私立保育園等 I C T 化 推進等事業	保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録 の作成業務等をICT化するシステムの導入や園内事故 防止に資する機器購入に要する費用を補助する。	こども未来局 幼保給付課
	保育補助者雇上強化事 業	保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇用している 保育園等に対し、必要経費を補助する。	こども未来局 幼保給付課
	保育士等処遇改善事業	私立保育園等に対し、勤続年数に応じ、国の公定価格に上 乗せ補助を行う。	こども未来局 幼保給付課
	保育・介護人財サポー ト事業	地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して 買物支援サービスを行い、実質的な処遇改善を図る。	こども未来局 幼保給付課 経済観光局 雇用推進課
	高校生保育魅力体験事 業	保育士の仕事の魅力を実感してもらうため、高校生に保育 士の仕事を体験する機会を提供する。	こども未来局 幼保給付課
	保育の相談窓口の運営	保育士や園長からの労働条件や職場環境等に関する相談 に対し、適切な指導・助言を行う。	こども未来局 幼保給付課

② 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児教育・保育が受けられる体制づくりを進めるため、職員研修や乳幼児教育保育支援センターでの各種取組等を通じて、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に取り組むとともに、適正な保育内容や保育環境、こどもの安全等が確実に確保できるよう、認可外保育施設も含めた保育施設への指導監督等を行います。また、保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、一時預かり、障害児保育等の保育サービスを提供します。さらに、「広島市幼児教育・保育ビジョン」及び「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」に基づき、公立・私立、幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って、幼児教育・保育の一体的な質の向上と持続可能な提供体制の構築に向けた取組を進めます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
職員の資質向上	保育園等職員の資質向 上	保育士等を対象に階層別研修、保育専門研修、派遣研修等を行い、資質の向上を図る。また、各園の実態に合った職場環境の改善や保育内容の充実を図るため、園別研修を実施する。	こども未来局 幼保企画課
施設への指導監督等	認可保育施設の指導監 督	認可保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年1回立入調査を実施する。	こども未来局 こども未来調整課、 幼保企画課
	認可外保育施設の指導 監督・研修	認可外保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、 原則として年1回立入調査を実施するとともに、研修を実施する。	こども未来局 幼保企画課
	認可外保育施設の職員 の衛生管理の強化	こどもの感染症の予防等を図るため、認可外保育施設において調乳や調理に従事している職員等に対し、腸内細菌検査(検便)を実施することにより、衛生管理を強化する。	こども未来局 幼保企画課

施設への指導監	きんさい!みんなの保 育園事業 (認可外保育 施設等との交流)	認可外保育施設等のこどもを保育園等に招き、保育園児と の交流を行うとともに、認可外保育施設等の職員に対して 保育内容等に関する情報提供を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
督等	認可外保育施設認可化 移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。【1-(2)-①】	こども未来局 幼保給付課
	延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常(昼間)保 育の後、1時間又は2時間の保育を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	休日保育	保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても 保育が必要な乳幼児の保育を実施する。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	一時預かり(預かり保 育)	保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	病児・病後児保育	保育園等に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。	こども未来局 幼保給付課
多様な保育サービスの提供	障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもとの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【2-(3)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	発達支援コーディネー ターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達 支援コーディネーター(保育園等における発達障害児支援 のリーダー)を養成する。【2-(3)-①③】	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 障害児支援担当
	育児休業に係る保育支 援の充実	保護者が第2子以降の育児休業を取得する際、育児休業終了日まで、保育園等に在園している第1子等の児童に対する保育を行う。また、保護者が、育児休業から職場復帰する1か月前から、新規入園児があらかじめ保育園等での生活に慣れるための保育(慣らし保育)を行う。さらに育児休業を終了し復帰する場合は優先的に保育園に入園できるよう取り扱う。	こども未来局 幼保給付課
	市立保育園における 「おむつサブスク」の 導入	公立保育園において、本市が選定した事業者と保護者が契約し毎月定額の料金を支払うことで、保育園に事業者から紙おむつやおしりふきが配送される「おむつのサブスクリプション」サービスを導入することにより、保護者や保育士の負担軽減を図る。	こども未来局 幼保企画課
	広島市幼児教育・保育 ビジョンを踏まえた取 組の実施	「広島市幼児教育・保育ビジョン」及び「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」に基づき、幼児教育・保育の一体的な質の向上と持続可能な提供体制の構築に向けた取組を進める。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 教育企画課
幼児教育・保育の 一体的な質の向 上等	広島市乳幼児教育保育 支援センターの運営	公立・私立を問わず全てのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、「乳幼児教育保育支援センター」を中心として、調査・研究や幼稚園教諭、保育士等の人材育成等を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 指導第一課
	公立認定こども園の設 置	医療的ケア児の受入れや地域の子育て支援機能、災害時等 における私立園への支援機能など、公立園が担うべき役割 を果たすための各区の拠点として、公立認定こども園の設 置を進める。	こども未来局 幼保企画課
	幼保小連携の推進	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各 小学校区に設置した幼保小連携推進委員会を中心に、スタ ートカリキュラム等に基づく取組を推進するとともに、幼 稚園教諭・保育士等及び小学校教員を対象とした研修会等 を実施する。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 指導第一課

③ 私立保育園・認定こども園・幼稚園等への支援

私立の保育園、認定こども園等の運営基盤の安定等に向け、保育士の確保やサービスの向上、施設の老朽化対策等に必要な経費の一部について助成を行います。また、私学教育の振興を図る観点から、私立幼稚園等における研修や教材教具の整備等に必要な経費の一部について助成を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名称	内 容	担当課
	私立保育園等の運営基 盤の強化	私立保育園等の運営における職員の処遇改善、保育士の加配、運営費の確保に係る経費に対し、助成を行う。	こども未来局 幼保給付課
私立保育園等への助成	私立保育園等 1 · 2 歳 児受入促進事業	待機児童の大部分を占める1・2歳児の受入れを促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。【1-(2)-①】	こども未来局 幼保給付課
, одију,	私立保育園休日保育事業補助	休日保育を実施している私立保育園において、国が公定価格で定めた上限人数(年間延べ1,050人)を超えて受入れを行った場合に、超過相当額を補助する。	こども未来局 幼保給付課
	民間保育園等整備補助 (待機児童対策以外 分)	民間保育園等が耐震化対策や老朽化に伴う改築・大規模修繕、フェンスやカメラの設置等の防犯対策等を行う場合に、一定の範囲で補助を行う。	こども未来局 幼保給付課
私立幼稚園等へ の助成	私立幼稚園振興事業補 助	教職員の研修及び教材教具の整備に係る経費の一部を補助する。	こども未来局 幼保給付課

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(3) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

【現状と課題】

- 本格的な人口減少社会の到来や急速な技術革新、グローバル化の進展など、社会経済環境が大きく変化する中、こど もたちが、持続可能な社会の構築に向けて、「心身共にたくましく思いやりのある人」として成長し、その可能性を最 大限発揮することができるよう育成することが求められています。
- このため、本市では、広島の未来を担う人材の育成に向けて、家庭、学校、地域が連携・協働しながら、特色ある多様な教育プログラムを展開し、一人一人のこどもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」や「平和を希求する心」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるための「豊かで深い学び」の実現を目指す教育を推進しています。
- 中でも、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育として、「平和教育プログラム」に基づく平和教育や、実践的な会話ができる英語教育を展開しています。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒は、令和6年5月1日現在で市立幼稚園、小・中学校の通常の学級、高等学校及び中等教育学校に約8,400人、市立小・中学校の特別支援学級に4,031人、広島特別支援学校(小・中学部及び高等部)に577人、それぞれ在籍しています。自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、より一層適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。
- また、医療的ケアが必要な児童生徒等が、登下校時も含めて安心安全な学校生活を送ることができる体制の整備や、 日本語指導など多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の児童生徒の能力・可能性を最大限に育成する必要があります。
- これらの本市における教育を推進するための基盤として、実情に応じた教職員配置や教職員一人一人の資質や能力の 更なる向上を図るとともに、学校施設の老朽化対策や生活様式等の変化に対応した環境の整備のほか、ICT環境の整備、地域との連携の更なる推進など教育環境の充実に取り組む必要があります。
- さらに、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保し、総合的な指導を持続的に行うことができる学校教育体制の構築 を図るため、学校における働き方改革を更に推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進

児童生徒の生きる力を育むため、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細かな指導を計画的に行うことによる確かな 学力の向上、学校教育活動全体を通じた人生をよりよく生きるための基盤となる豊かな人間性や社会性などの道徳性の 育成、基礎的な体力、運動能力の向上を図るとともに、生涯に渡って健康な生活を送るために必要な力を育成し、確か な学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
確かな学力を育 む教育の推進	学力向上の推進	一人一人の児童生徒が、確かな学力、異文化への理解に資する英語力、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、可能性を最大限に発揮できるよう、個に応じたきめ細かな質の高い教育を推進する。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	少人数教育の推進	基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長させる教育の充実等を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえて、義務教育の9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課

	道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師(心の先生)として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。また、道徳教育に係る推進校を指定し、指導方法などの実践研究を行い、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。【2-(4)-①】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
豊かな心を育む 教育の推進	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-(23)、2-(4)-(1)(2)】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ問題対 策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。【2-(4) -①】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ防止対 策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に 関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防 止対策推進審議会」を開催する。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	文化の祭典	学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全な育成を図る。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	学校における花壇づく りの推進	植物を育てることや花を飾る体験を通して、こどもたちに 花を愛でる楽しさを知ってもらうため、小学校等に対し、 花壇を作るための資材提供や講師の派遣を行う。	都市整備局 緑政課
	体力向上の推進	児童生徒の体力向上に係る推進校を指定し、授業改善や体 育授業の質の向上を図るために研修会等を実施する。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	学校における保健教育 の推進	生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育、薬物乱用防止教育等について、体育・保健体育などの教科学習を中心として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また、多様化・深刻化するこどもの健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の専門機関等の連携を推進する。	教育委員会 健康教育課
健やかな体を育む教育の推進	学校における食育の推進	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。また、小・中学校等においては、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。	教育委員会 健康教育課
	学校給食の充実	自校調理場や給食センターの老朽化への対応、デリバリー 給食の解消、より安全で、より効率的かつ持続可能な提供 体制の構築といった様々な課題について、総合的に解決す るための取組を進め、市立小・中学校等における全てのこ どもたちに温かくておいしい給食を提供する。	教育委員会 健康教育課
	学校における安全教育 の推進	日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害について、 安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、 児童生徒等の発達の段階や、学校、地域の実情等を考慮し た安全教育の推進を図る。	教育委員会 健康教育課
	学校の部活動における 指導体制の充実	中学校、高等学校及び中等教育学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るため、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する。	教育委員会 指導第二課

② 多様な教育の推進

特色ある教育として、被爆者の体験や平和への思いを次世代に確実に継承していくこと、平和に対する自分の考えや 願い等を適切に表現する力を身に付けることなどに重点を置いた平和教育を推進し、国際平和文化都市の一員として、 世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成します。

また、障害のある児童生徒に対し、自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育的支援を 行うとともに、医療的ケアが必要な児童生徒等が、登下校時も含めて安心安全な学校生活を送ることができる医療的ケ アの体制整備を推進します。外国にルーツを持つ児童生徒等に対しては、日本語で学校生活を営み、学習に取り組める よう指導し、不登校・不登校傾向の児童生徒に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、多様なニー ズに応じた教育機会を提供します。

<主な事業・取組>

、土仏 事末 ・以祖/		(他の掲載固所の各項目番号を内容欄に 【【基本的倪点」「【里点肔束」「	[土'ふ旭水成用]】 「秋山/
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	こどもたちの平和学習 推進事業	学校において「被爆体験を聴く会」や「平和を考える集い」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学年単位で行うことにより、取組の更なる充実を図り、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。【1-(5)-③】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
平和教育の推進	小・中・高校生による ヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する 小学校6年生の「子どもピースサミット」や中学生が英語 で発信する「伝えるHIROSHIMAプロジェクト」、 小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「ひろしま子ども 平和の集い」などの取組を通して、平和についての意識の 高揚を図る。【1-(5)-③】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	平和記念資料館のこど も向け展示の整備	こどもたちの平和学習の効果を高めるため、平和記念資料 館東館の地下1階にこどもたちにも分かりやすい内容の 新たな展示や学習スペースを整備する。【1-(5)-③】	市民局 平和推進課
特別支援教育の 推進	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-③、2-(3)-④】	教育委員会 特別支援教育課
	広島特別支援学校にお ける教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【2-(3)-④】	教育委員会 特別支援教育課
医療的ケア児に対する教育の推進	障害のあるこどものた めの医療的ケアの実施	医療的ケアが必要な小・中学校等の児童生徒等に対して、 看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよ う支援する。	教育委員会 特別支援教育課
	医療的ケア児の通学支 援	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくても通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。【2-(3)-②】	教育委員会 特別支援教育課、学 事課
外国人児童生徒 等に対する教育 の推進	就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年9月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【2-(8)-①】	教育委員会 学事課

外国人児童生徒 等に対する教育 の推進	帰国・外国人児童生徒 に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【2-(8)-①】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
就学機会の提供	夜間学級の運営	様々な理由により義務教育を終了できていない方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方などに対し、 平日の夜間において生徒に応じた指導を行う。【1-(5)-③】	教育委員会 学事課、指導第二課
不登校・不登校傾	生徒指導体制の強化・ 充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①③、2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課
向児童生徒対策の推進	ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」 において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生 徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活 動や学習支援を行う。【1-(4)-①、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあい教室(教育支 援センター)の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(4)-①、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
人権教育の推進	学校における人権教育 の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。【3-(1)-⑥】	教育委員会 健康教育課、指導第 一課、指導第二課
	小・中・高等学校にお けるキャリア教育の充 実	地域社会を担う人材を育成するため、学校でのキャリア教育や探究活動が充実するよう支援を行う。	教育委員会 指導第二課
キャリア教育の推進	「ひろしまキャリア教 育応援団」の運営	広島の産業に誇りや愛着を持って、将来の地域の発展を支える人材を育てるため、経済団体、本市及び教育委員会で構成する「ひろしまキャリア教育応援団」を運営し、経済団体と行政が一丸となって、中学生を対象としたキャリア教育の充実に取り組む。	企画総務局 政策企画課 教育委員会 指導第二課
	高校生プロジェクト会 議	市立高校の生徒が身の回りの課題解決に向けて、民間企業 と連携して取り組むことにより、地域貢献の意識をかん養 するとともに、地域を支える地元企業について理解を深め る取組を推進する。	教育委員会 指導第二課
中山間地・島しょ 部の小・中学校に おける特色ある 教育の推進	中山間地・島しょ部の 小・中学校における特 色ある教育の推進	小中一貫教育校(似島・戸山・阿戸)における特色ある教育を展開するとともに、いきいき体験オープンスクールを実施する。また、湯来地域において、全ての小・中学校を統合した小中一貫教育校の新設に向けた取組を進める。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課

③ 教育環境の充実

本市における教育を推進するための基盤を整備するため、教職員配置の充実、資質・能力の向上、学校施設の老朽化対策などに取り組むとともに、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制の構築を図るため、学校における働き方改革を推進します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名称	内 容	担当課
教職員配置の充 実及び資質・能力 の向上	教職員配置の充実	少人数の学級編制や生徒指導体制の強化、小学校における 教科担任制の充実など、本市の課題解決に向けた取組を推 進するため、教職員配置の充実を図る。	教育委員会 教職員課

教職員配置の充実及び資質・能力の向上	教職員研修の実施	教職員の資質・能力の向上に向けて、「校長及び教員とし ての資質の向上に関する指標」に基づき、経験年次研修等 を実施する。	教育委員会 教職員課、指導第一 課、指導第二課、教 育センター
	教員の資質・能力向上 の推進	各幼稚園・学校が、教育に関する専門的かつ実践的研究者 を招へいし、研修会を実施することにより、教育活動の改善・充実とともに、教員等の資質・能力の向上を図る。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①②、2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課
	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-②、2-(3)-④】	教育委員会 特別支援教育課
	こころの健康相談 (広島市学校保健会)	こどもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に、学識経験者による相談や専門の医師による指導・助言を実施する。【1-(6)-①】	教育委員会 健康教育課
	コミュニティ・スクー ルの推進	コミュニティ・スクール (地域団体の代表者等で構成される学校運営協議会を設置した学校) の仕組みを生かし、学校と地域住民が連携・協働する「地域とともにある学校づくり」を推進する。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
家庭、地域、学校の連携・協働によ	学校教育活動における 地域連携の推進	地域社会を支える人材を育成するため、小・中学校等が地域と協議した上で、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」、「スポーツ・文化芸術」の中からテーマを選択し、地域人材等を活用した授業を実施する。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
る教育活動	まちぐるみ「教育の 絆」プロジェクトの実 施	プロジェクト実施校の「絆実行委員会」のコーディネータ ーを中心として、家庭・地域による教育支援活動や体験活 動、学校による地域貢献活動を推進する。	教育委員会 指導第二課
	ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
学校施設・設備・ 体制の整備	学校施設の老朽化対策 等	主たる校舎が建設後 30 年以上経過した学校が9割を超えることから、「広島市学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的に老朽化対策としての改修・改築等に取り組むとともに、生活様式等の変化に対応した環境の整備などを実施する。	教育委員会 施設課
	ICT環境の整備・利活用の促進	ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりを推進するため、指導方法の研究や教材開発に取り組み、その成果を全校に普及させるとともに、多様なニーズに対応できるよう、ICT環境の整備と利活用の促進に努める。	教育委員会 教育企画課、指導第 一課、指導第二課、 特別支援教育課
	個別最適な学びと協働 的な学びの実現に向け た学習支援システムの 運用	教育 ICT 環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを 一体的に充実させるとともに、学力の向上を含めた資質・ 能力をより一層確実に育成するために、AI を活用したデジ タルドリル、協働学習支援ツール、デジタル教材等の学習 支援システムを運用する。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	学校図書館の活性化	学校図書館の三機能(「読書センター」「学習センター」「情報センター」)を充実させるため、各学校の司書教諭と学校司書等が連携・協力し、蔵書管理等の環境整備や授業の支援、読書活動の支援等に努める。	教育委員会 指導第一課、指導第 二課

学校施設・設備・ 体制の整備	就職コーディネーター の活用	高校生の就職相談や雇用企業の開拓を行うため、教育委員 会に就職コーディネーターを配置し、就職を希望する生徒 の支援を行う。	教育委員会 指導第二課
学校における働 き方改革の推進	広島市の学校における 働き方改革推進プラン の推進	教職員の勤務時間外の在校時間と年次有給休暇に関する 目標の達成に向けて、中学校の部活動において専門的な指 導や週休日の大会引率などを行う「部活動指導員」や、教 員の事務補助を行う「スクールサポートスタッフ」の配置 などに取り組む。	教育委員会全課
	休日の部活動の地域移行	中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する とともに教員の働き方改革を推進するため、学校・地域の 実情や、本市における各競技等の活動状況を踏まえなが ら、休日の部活動を段階的に地域移行できるよう、モデル 校での検証を行う。	教育委員会 指導第二課

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(4) こども・若者の居場所の確保

【現状と課題】

- 本市が令和6年2月に実施した「こどもアンケート」(以下「こどもアンケート」という。)によると、家や学校以外で「ここに居たいと感じる場所がある」と回答したこどもの多くが、その場所に行くことで、「楽しいと感じる時間が増えた」、「嫌な気持ちになることが減った」など、良い方向に変わったことを表す回答をしています。その一方で、31.6%のこどもが、家や学校以外で「ここに居たいと感じる場所がない」と回答しています。
- 自分の居場所を持つことは、孤独・孤立を防ぎ、自己肯定感や自己有用感を高めるなど、生きていく上で不可欠な要素であると言え、地域との関わりの希薄化や少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、学び、体験・交流する機会が減少している中、多様な居場所づくりを進めることが重要となっています。
- 特に、核家族化や共働き世帯の増加により、昼間に保護者が家にいない家庭が増えていることから、放課後児童クラブなど放課後等にこどもが安心して過ごすことができる居場所を確保していく必要性が高まっています。
- さらに、自立に向けて困難に直面している者を始め、成年年齢を迎えた 18 歳以上の若者が自分らしく自立した社会 生活ができるよう居場所を確保していく必要もあります。
- ニーズ調査によると、自身のこども時代に比べて、こどもの遊び環境を不満と感じている保護者の割合は、就学前児童の保護者が約50%、就学児童の保護者が約60%となっており、その理由として「道具などの設備が古くてこどものニーズに合っていない」や「近所に遊び場がない」などが多くなっています。また、どんな遊び場があればいいかという質問に対して、多くの保護者が、「悪天候でも遊べる屋内の遊び場」、「気兼ねなくボール遊びなどができる広いグラウンド・広場」、「遊具が充実した遊び場」と回答しています。
- また、こどもアンケートによると、こどもが「役所の人などの大人に伝えたいこと」について、「ボールで遊びたい」や「遊具を増やしてほしい」など「公園に関すること」が 30.7%と最も多く、次いで「レジャー施設、ショッピングセンター、スポーツ施設等の施設整備に関すること」が 10.9%、「雨の日でも遊べる場所がほしい」や「遊ぶ場所を増やしてほしい」など「遊びに関すること」が 8.1%となっています。
- こうしたことから、こども・若者が、安全で安心して過ごせる様々な遊び・活動ができる環境の確保に向けて、地域とも連携しながら取り組む必要があります。

【主な施策展開】

① 居場所の確保

放課後や長期休業中にこどもが安心して活動し、過ごすことができるよう、放課後児童クラブのクラスの増設などによる放課後等の居場所の確保をはじめ、多様なニーズに応じたこども・若者の居場所の確保に努めます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
放課後等の居場所の確保	放課後児童クラブの運 営	就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生に対し、 健全な育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供す る。また、保護者のニーズに対応するため、適切な負担軽 減措置を組み込んだ利用者負担の下、サービスの向上を図 る。	こども未来局 放課後対策課
	放課後児童クラブ延長 事業	放課後児童クラブにおいて、利用者のニーズを踏まえ、一 定の利用者負担の下、長期休業中の朝の開設時間を延長す る。	こども未来局 放課後対策課
	放課後児童クラブ職員 等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識や技能を習得させるため、放課後児童クラブ及び児童館の職員を対象に研修を行う。【1-44-②】	こども未来局 放課後対策課
	民間放課後児童クラブ 運営費等補助	学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難 な地区において、民間事業者に対する補助を行い、児童の 受入枠の拡大を図る。	こども未来局 放課後対策課

放課後等の居場所の確保	放課後子供教室の運営	放課後児童クラブを利用する小学生も含めた全ての小学生を対象として、小学校の余裕教室や児童館等を活用し、地域との連携・協働により、放課後における学習支援や様々な体験・交流活動を実施する。【1-(5)-(3)】	こども未来局 放課後対策課
	特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【2-(3)-①】	健康福祉局障害自立支援課
	ファミリー・サポー ト・センター事業	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
多様なニーズに応じた居場所の確保	少年サポートルームの 運営	補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて、コミュニケーション能力の向上、規範意識の醸成を図るため、ボランティア等の協力を得ながら様々な体験活動等を行う。【1-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【1-(3)-②、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあい教室(教育支 援センター)の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(3)-②、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	広島ひきこもり相談支 援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すこと を目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪 問などによる相談支援を実施する。【1-(6)-②、2-(4)-②】	健康福祉局精神保健福祉課
	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(5)-③、1-(6)-②、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	子育て家庭等居場所づ くり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【2-(6)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

② 様々な遊び・活動ができる環境の確保

こども・若者が、様々な遊びや活動を通じて、心身共に健全に成長していけるよう、児童館や公園、学校施設など安心して遊び、活動できる場の確保に努めます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
安心して遊び、活動できる環境づ	児童館の整備	児童館が未整備の小学校区について、学校の余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどによる経費の縮減を図りながら、早期の解消に向けて計画的な整備を行う。また、既存の児童館について、トイレの洋式化やプライバシー確保に向けた改修、空調の設置などの環境改善を図る。	こども未来局 放課後対策課
動できる環境つくり	児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【3-(1)-①】	こども未来局 放課後対策課

	放課後児童クラブ職員 等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識や技能を習得させるため、放課後児童クラブ及び児童館の職員を対象に研修を行う。【1-(4)-①】	こども未来局 放課後対策課
	放課後プレイスクール 事業	児童館が未整備の小学校区において、児童の健全育成を図 るため、学校施設等を活用し、地域の担い手により、放課 後等の安全・安心な遊び場を確保する。	こども未来局 放課後対策課
	公園・緑地整備	公園・緑地の整備を行うことにより、こども・若者の安全・ 安心な遊び環境の充実を図る。	都市整備局 公園整備課
	ちびっこ広場の整備	こどもの心身の健全な発達を図るため、街区公園・近隣公 園等の補完的な施設として、遊び場を整備する。	健康福祉局 地域共生社会推進課 こども未来局 放課後対策課
	三滝少年自然の家・グ リーンスポーツセンタ ー、青少年野外活動セ ンター・こども村の運 営	心身ともに健全なこども・若者の育成を図るため、豊かな 自然環境の中での集団宿泊訓練や学習活動など体験活動 の場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	社会教育施設や文化・ スポーツ関係施設の運 営	公民館等の社会教育施設や、区民文化センター等の文化関 係施設、スポーツセンター等のスポーツ関係施設を設置・ 運営する。	市民局 生涯学習課、文化振 興課、スポーツ振興 課
安心して遊び、活動できる環境づ	公共施設を利用した青 少年活動支援事業	青少年活動を支援するため、青少年のグループが、公民館を利用する日の1週間前から当日までの間に予約し利用する場合に、使用料を減免するモデル事業を実施する。また、青少年が利用しやすくなるよう、需要の多いダンス用の鏡やWi-Fi 機器など公民館の環境整備を行う。	市民局 生涯学習課 こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
< 0	青少年センターの運営	こども・若者の健全な育成を図るため、文化芸術等の知識 を高める研修会や講習会のほか、利用者同士の交流会や成 果発表会などを実施するとともに、こども・若者の自主的 な活動の場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	国際青年会館の運営	こども・若者の国際相互理解と国際友好親善を深めるため、外国人との交流会や語学講座の実施など、研修や交流の場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	野外活動施設の再整備	老朽化等の課題を抱えている野外活動施設について、自然環境を生かした体験活動やレクリエーションなどが行える施設として再整備する。(三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター、こども村)【1-(5)-(3)】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	冒険遊び場(プレーパ ーク)事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(5)-③、3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 青少年育成担当 企画総務局 政策企画課
	中央公園ファミリープ ールエリアの再整備	ファミリープールを含むエリア全体を、親を含めた保護者 やこどもたちが将来に夢や希望を持てるワクワクする、日 常的に安心し平和を実感できる場としていくことを目指 し、様々な機能を持つ新たな施設を整備する。	都市整備局公園整備課
	身近な公園の再生	既存の街区公園等を、市民が主体となり、独自のルールづくりや地域のニーズに合った施設づくりを行うことにより、市民が安心して使える利用しやすい魅力ある公園として再生させる公園づくりを支援する。	都市整備局緑政課

安心して遊び、活動できる環境づくり	広島市立学校体育施設 開放事業	市立小・中・高等学校の屋外運動場・屋内運動場や、中学校の武道場を、学校教育に支障がない範囲(平日の夜間や学校の休業日)で、地域住民に開放する。	市民局スポーツ振興課
	広島市立学校プール開 放事業	夏季休業日に、児童等を対象に、小学校のプールを開放する。	市民局 スポーツ振興課
	広島競輪場(アーバン サイクルパークス広 島)再整備	広島競輪場を競輪だけでなく、スポーツやレジャー等が楽しめる複合施設「アーバンサイクルパークス広島」として再整備し、芝生広場がある公園エリアや、キックバイク、BMX、スケートボード等が楽しめるエリアを設置する。	経済観光局 競輪事務局

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(5) こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養

【現状と課題】

- 本市の 15 歳から 19 歳の女性人口千人当たりの人工妊娠中絶率は、令和元年度の 5.5‰(パーミル:千分率を表す単位)から令和 5 年度は 4.6‰へと減少しています。望まない妊娠や児童虐待の未然防止のためには、こどもの頃から生命の大切さや性・性感染症予防に関する正しい知識を普及していくことが重要です。また、早い時期から継続的に飲酒・喫煙・薬物乱用の防止対策に取り組むとともに、食を大切にし、食を楽しむ心を育てる観点も踏まえながら、思春期保健等の推進に取り組んでいく必要があります。
- 令和5年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数は 453 人で対前年比 47 人(11.6%) 増加しており、令和4年 に続いて増加していることから、引き続き、問題行動がエスカレートする前の早い段階から早期発見・早期指導による 非行防止に取り組む必要があります。
- また、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境の中で、近年、こども・若者が、インターネット利用に起因した非行に陥ったり、犯罪に巻き込まれたりする事例が増加していることから、こども・若者が安全に安心してインターネットを活用できるよう、警察など関係機関と連携し、インターネットに関する非行防止対策の強化を図る必要があります。
- また、民法が改正され、令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられ、18歳、19歳の若者は、親の同意がなくても自分で契約できるようになりました。このため、これまでよりも早い段階から、契約に関する知識を学び、様々なルールを知るとともに、自立した消費者として行動することができる力を身に付ける必要があります。
- さらに、本市では、「未来を担うこどもの育成こそが、これからの広島の発展の礎となる」という考え方の下、青少年の育成に取り組んでおり、今後も、様々な体験・経験や他者との交流等ができる場を地域とも連携しながら提供し、他人を尊重し思いやることのできる豊かな心を育むとともに、こうした活動等を通じてこども・若者の持つ力を引き出しながら、主体性・自立性・社会性に富む大人への成長を促す必要があります。

【主な施策展開】

① 思春期保健等の推進

心も身体も急激に変化し成長する思春期特有の様々な問題に適切に対応できるよう、講演会の開催やリーフレットの配布、適切な性教育など、思春期の保健等に関する正しい知識の習得を促進します。また、未成年者の飲酒や喫煙、薬物乱用を防止するため、幼児児童生徒、学生に対して、発達段階に応じ、これらの害についての周知を行うとともに、未成年者を取り巻く大人に対しても啓発を行います。さらに、教育・保育等の様々な機会を捉えた、積極的な食育の推進や、若者の健康の保持・増進に取り組みます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
正しい知識の習得	思春期保健対策事業	小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を提供するとともに、高校・大学生等を対象に、思春期保健に関する講演会を実施する。【1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	思春期を対象としたメンタルヘルス相談窓口に関するカードの作成・配布	思春期を対象としたカード「ひとりで悩まないで〜中学生・高校生のあなたへ〜」を作成し、市内の中学1年生と高校1年生に配布する。	健康福祉局 精神保健福祉セン ター
	デートDV防止対策	交際相手からの暴力(デートDV)に対する正しい理解と 予防啓発を目的とした内容のパンフレットを作成し、市内 の高校1年生や、大学・短期大学等に配布する。また、啓 発用パネルを、イベント等において掲出する。	市民局男女共同参画課

思春期精神保健に関す る相談指導	思春期相談や診療、中学校・高等学校教員への技術援助・ 研修の実施、市立高校精神保健連絡会への参加・助言を行 う。	健康福祉局 精神保健福祉セン ター
思春期における保健教 育の充実	市立の小・中・高等学校、特別支援学校において、学習指 導要領に基づき、年間計画の下、こどもの発達段階に応じ た性教育を行う。	教育委員会 健康教育課
高等学校の精神保健に 関する研修会	精神保健に関する事例研究を通した研修会を、高等学校の 教員を対象に開催し、相談指導体制の充実を図る。	教育委員会 健康教育課
子宮頸がん予防ワクチ ンの接種勧奨	子宮頸がん予防ワクチンの定期接種対象者が、ワクチンの 有効性や安全性、接種の必要性を正しく理解できるよう、 個別通知等により国から提供されるワクチンの効果や副 反応に関する情報を周知するなど、安心して接種を受けら れるよう効果的な普及啓発を行う。	健康福祉局健康推進課
学校における飲酒・喫 煙防止教育の推進	禁酒・禁煙に関するパンフレットを作成し、小・中・高等 学校に配布するとともに、各保健センターが、大学、専修 学校等と連携し、学生等への飲酒・喫煙防止教育を実施す る。	健康福祉局健康推進課
乳幼児の保護者への周知	こどもの受動喫煙の害について保護者への周知を図るため、乳幼児健診において配布するパンフレットに掲載する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
保育園児等に対する喫 煙防止教育	将来の喫煙を防止するため、保育園や認定こども園等において、防煙に関する紙芝居を実施するとともに、保護者へチラシ等を配布し、受動喫煙の防止や早期の防煙教育の必要性を周知する。	健康福祉局健康推進課
学校内の完全禁煙化	喫煙防止教育の指導効果を高め、こどもの喫煙者をなくす ことを目的として、全ての学校内において完全禁煙を実施 する。	教育委員会 健康教育課
広島市タバコ対策懇談 会の開催	受動喫煙による健康被害の防止等を目的として、本市の実情に応じた実効性のある対策を検討するため、学識経験者や医療関係者などの様々な立場の委員が意見交換を行う広島市タバコ対策懇談会を開催する。	健康福祉局健康推進課
薬物乱用防止事業	国・県が作成した薬物乱用防止に関するポスターの市関係 課への配付や、県等が実施する街頭啓発キャンペーンに参 加し、薬物の危険性を啓発する。また、若年層等への効果 的な働きかけを行うため、バナー広告の作成・掲出による 市ホームページ特設ページへの誘導、啓発動画の大型ビジョンや YouTube 等での配信、啓発リーフレットの作成・配 布など、関係課と連携して啓発する。	健康福祉局環境衛生課
広島市食育推進計画の 推進	健全な食生活を実践する市民を増やすため、第4次広島市 食育推進計画(令和4年3月策定)に基づき、食育の取組 を進める。	健康福祉局 健康推進課
食育教室、食生活相談	こどもと親の健康づくりを推進するため、離乳食・食育教室等の開催や、乳幼児健康診査等における食生活指導・相談の実施により、望ましい食生活、こどもの発達に応じた食事の進め方、調理方法等についての普及啓発を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
保育園等における食育 の推進	保育園等において、給食や野菜の栽培により食材に親しむ など豊かな体験を通して、乳幼児期の望ましい食習慣の定 着を図る。	こども未来局 幼保企画課
若者世代のための食育 啓発活動	近い将来、社会を担う人材となり子育て世代ともなる 20 歳代を対象に、望ましい食習慣の形成と食に関する自己管 理能力の育成を図るため、趣旨に賛同する大学や企業と連 携し、大学生の発想や企画力を生かした取組を行う。	健康福祉局 健康推進課
子宮頸がん検診	子宮頸がん検診の開始年齢である 20 歳の女性に対し、子宮頸がん検診無料クーポン券を個別に送付し、がん検診の受診勧奨及びがんに関する正しい知識の普及啓発を行うことで、がんによる死亡率の減少を図る。	健康福祉局 健康推進課
	る相談指導 思春期における保健教育の充実 高等する研修会 子ンの接種動災 学校所の特別では、予定ののでは、では、おりますの。 学校内の保護者への周別では、対け、ののののでは、では、対策のできる。 学校内の完全禁煙化 広会の開催 本場の表する。 本場のおります。 本場の表す。 本場のための食育 本場のおります。 本場のおります。 本場のおります。 本場のおります。 本場のおります。 本場ののまます。 本場ののまます。 本場ののまます。 本場ののまます。 本場のよりによりのできないのできない。 本場のよりによりのできない。 本場ののままする。 本場のよりによりのできない。 本場ののまます。 本場ののできない。 本場のできない。 本場のできない。 本場のできない。 本場のできない。 本場のできない。 本場のできない。 本場のできない。 本場のできないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	語書和代報性(関) の

若者の健康の保持・増進	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症の早期発見・早期予防のため、20歳から5歳 刻みの女性に対し、年1回の骨粗しょう症検診を実施する。	健康福祉局健康推進課
	20歳の歯科健診	若い世代の口腔保健意識を高め、生涯を通じた歯と口の健康の保持・増進を図るため、20歳の歯科健診を実施する。	健康福祉局健康推進課

② 非行防止対策等の推進

こども・若者が暴力行為や集団暴走行為などの非行等に走ることなく、健全に成長できるよう、本市と県警察との緊密な連携により非行防止の総合的かつ効果的な施策を推進するため、市役所庁舎内に設置した本市職員と県警察職員が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、問題行為の早期発見・早期指導、暴走族への加入防止活動、非行少年等からの相談への対応・居場所づくりなど、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組みます。

<主な事業・取組>

<u><土は事業・以祖></u>		(他の掲載固所の各項目番号を内容懶に【[基本的視点]-[里点施束]-	[土な旭東展開] 「衣記)
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	少年相談・立ち直り支 援の実施	少年サポートセンターひろしまにおいて、電話や面会等に より受け付けた相談事案に対し、非行グループ等への加入 防止や離脱に向けての助言を行う。また、就学・就労など を含め、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	少年サポートルームの 運営	補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて、コミュニケーション能力の向上、規範意識の醸成を図るため、ボランティア等の協力を得ながら様々な体験活動等を行う。【1-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	学校支援の実施	県警察スクールサポーターとして指定された自立支援相 談員等を生徒指導上の課題を抱える中学校等に派遣し、非 行防止や学校支援に取り組む。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	街頭補導活動の実施	不良行為等の早期発見及び早期指導によりこども・若者の 非行防止に取り組むため、青少年指導員や県警察など関係 機関等と密に連携を図りながら、街頭補導活動を実施す る。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
非行防止活動の 推進	非行防止啓発活動の推進	こども・若者や保護者、非行問題などに関心のある市民等 を対象に、非行防止や非行からの立ち直りに係る意識の醸 成を図るため、セミナー等を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	ネットパトロールの実 施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【2-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	非行防止教室	暴走族への加入防止や犯罪防止等に関する内容を学習する「非行防止教室」を小・中・高等学校、中等教育学校、 特別支援学校で実施する。	教育委員会 生徒指導課
	非行防止地域巡回事業	青少年指導員が各小学校区内を巡回し、不良行為等の早期 発見・早期指導に努めるとともに、非行からこども・若者 を守るための啓発活動を行う。また、青少年指導員を対象 にした研修を充実させるとともに、学校・警察等の関係機 関との連携を強化するための連絡会議を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	青少年によい環境をあ たえる運動	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に、 各区や各小学校区において、非行防止等についての街頭活動や落書き消し等の環境浄化活動を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

非行防止活動の 推進	電子メディアとこども たちとの健全な関係づ くりの推進事業	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10 オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。【1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
---------------	-------------------------------------	--	--------------------------------

③ こども・若者の主体性や自立性、社会性を育む機会の充実

こども・若者たちが主体性や自立性、社会性を身に付け、他者との調和が取れる心豊かな大人に成長できるよう、文化・スポーツ体験や自然体験、平和に関する体験・学習等ができる機会、家族以外の大人や乳幼児とふれあう機会、海外のこども・若者との交流ができる機会など様々な機会を提供するとともに、社会的自立に向けた教育・支援を推進し、家庭、地域、学校等と連携・協働しながら、こども・若者の健全育成に努めます。

<主な事業・取組>

<主な事業・取組>		(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-	[主な施策展開]】で表記)
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	広島っ子わくわくホリ デー事業	本市ホームページにおいて、本市の施設で実施するこども や親子を対象とした様々な文化・スポーツイベントや体験 活動の情報を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	思春期保健対策事業	小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を提供するとともに、高校・大学生等を対象に、思春期保健に関する講演会を実施する。【1-{5}-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	冒険遊び場(プレーパ ーク)事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(4)-②、3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 青少年育成担当 企画総務局 政策企画課
	放課後子供教室の運営	小学校の余裕教室や児童館等を活用し、地域との連携・協働により、放課後における学習支援や様々な体験・交流活動を実施する。【1-(4)-①】	こども未来局 放課後対策課
体験の機会の提供	社会教育施設や文化関 係施設におけるこども に関する事業	体験を通じて歴史や科学、交通、芸術等への興味や関心を 高めるため、参加体験型の教室等を実施する。(郷土資料 館、こども文化科学館、江波山気象館、交通科学館、広島 城、現代美術館、区民文化センター、中央図書館、こども 図書館、各区図書館、まんが図書館、映像文化ライブラリ ー)	市民局生涯学習課、文化振興課
	スポーツ関係施設にお けるこどもに関する事 業	広域公園陸上競技場、各区スポーツセンター等でこどもを 対象に、各種教室を開催する。	市民局 スポーツ振興課
	広島市小学生スポーツ 交歓大会	バレーボール、陸上など6種目の競技について、スポーツ 交歓大会を開催する。	市民局 スポーツ振興課
	アーバンスポーツフェ スティバル等の開催	アーバンスポーツの振興を図るため、上級者によるイベン ト開催や初心者を対象とした体験会の開催などを行う。	市民局 スポーツ振興課
	青少年教育施設で実施 する事業	心身ともに健全なこども・若者の育成を図るため、豊かな自然環境の中での集団宿泊訓練や学習活動等を実施する。 (三滝少年自然の家、青少年野外活動センター・こども村) こども・若者の健全な育成を図るため、文化芸術等の知識 を高める研修会や講習会のほか、利用者同士の交流会や成 果発表会などを実施するとともに、こども・若者の自主的 な活動の場を提供する。(青少年センター) こども・若者の国際相互理解と国際友好親善を深めるた め、外国人との交流会や語学講座等を実施する。(国際青 年会館)	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

	野外活動施設の再整備	老朽化等の課題を抱えている野外活動施設について、自然環境を生かした体験活動やレクリエーションなどが行える施設として再整備する。(三滝少年自然の家、グリーンスポーツセンター、青少年野外活動センター、こども村)【1-(4)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	学校等における環境美 化教育の推進(環境ポ スターの募集)	環境教育の一環として、市内の小・中学生を対象に、テーマに基づいたポスターを募集し、環境保全や環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、優秀作品を施設等に掲示し、意識啓発の広報に活用する。	環境局 業務第一課
	こどもエコチャレンジ	市内の小学生が、夏休み中にエコチャレンジシートを用いた省エネ活動に取り組むことにより、日々の暮らしと地球温暖化の関わりを知り、温暖化防止のためのライフスタイルや環境に配慮した行動を身につけられる取組を行う。	環境局 温暖化対策課
	広島地球ウォッチング クラブ事業	環境保全意識の高揚を図ることを目的として、3歳から高校生までを対象とした「こどもエコクラブ」のグループに対し、環境学習会の開催などを行う。	環境局 温暖化対策課
	埋蔵文化財出土品保存 活用事業	文化財に接する機会の提供を目的として、学習講座や、 小・中学校、公民館等への出張講座等を開催する。	市民局 文化振興課
	森林公園における自然 体験活動の推進	学校教育の「総合的な学習時間」において、「グリーンア ドベンチャー」、「林業体験」、「昆虫の野外観察」などの「自 然体験活動事業」を森林公園で実施する。	経済観光局 農林整備課
	小・中学生の文化施設 観覧料等の無料化	こどもたちが地域の歴史・文化・芸術・自然等に触れる機会を増やすことにより、郷土を愛する心と豊かな感性や創造性を育むとともに、家族での利用機会の増加などによるワーク・ライフ・バランスのまちの実現に寄与するため、年間を通じて小・中学生の文化施設の観覧料等を免除する。	市民局文化振興課
体験の機会の提供	福祉教育の推進	社会福祉協議会が、学校、企業、団体を対象として、福祉 活動体験学習を行うことにより、福祉教育を推進する。	健康福祉局 地域共生社会推進課
	プロフェッショナル人 材活用事業	高校生の主体的な進路選択能力や高い職業意識を育成し、 学問への意欲・関心をより一層喚起するため、大学教授や 企業人による専門的分野等の講義やインターンシップを 実施する。	教育委員会 指導第二課
	高校生による温暖化対 策チャレンジ事業	市立広島工業高等学校において、温室内の二酸化炭素濃度 を自動的に調整する環境センサーネットワークの研究や、 学校施設の温暖化対策研究を行うとともに、二酸化炭素濃 度センサーの自主開発を行う。	教育委員会 指導第二課
	清掃事業の普及啓発 (ごみのおはなし)	小学生と保護者を対象に、ごみ処理についての関心と理解を深めてもらうため、小学3・4年生の社会科副読本「わたしたちの広島市」の補助教材として、ごみの処理等についてやさしく説明している「ごみのおはなし」を配付する。	環境局 業務第一課
	児童生徒発明くふう展	児童生徒の創意工夫する力を高め、発明する意欲を高揚することにより、産業教育や産業の振興に寄与するため、市内の小・中・高校生等を対象に、創意工夫に富んだ発明くふう作品を募集し、優秀作品の表彰や展示を行う。	経済観光局地域産業振興課
	「青少年からのメッセ ージ」の募集	地域におけるこども・若者の健全な育成に対する関心を高めるため、小・中学生、高校生からメッセージを募集し、 入選作品を青少年健全育成市民大会で表彰するとともに、 作品集を学校や関係団体等へ配布する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	こども文化科学館のリニューが、こども図	施設の耐震・長寿命化の改修に併せて、こども文化科学館 の展示リニューアルや、こども図書館の機能・サービス等	市民局 生涯学習課、文化振 興課
	書館及び青少年センタ 一の再整備	の充実を図るとともに、青少年センターの一部機能を移転 し設備を更新するなどの複合・集約化を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	子ども会等社会教育関係団体による体験活動	こどもの多様な体験活動の場を提供するため、子ども会を 始めとする社会教育関係団体が実施する事業に対し、必要 な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

体験の機会の提供	地域貢献人材を育成す る大学等への支援	広島広域都市圏の発展に貢献する人材を育成するため、圏域内の大学・高校等に対し、市町及び企業・団体等と連携して実施する教育研究活動等に要する経費を補助する。	企画総務局 広域都市圏推進課
	青少年国際平和未来会議	こども・若者の世界平和への意識を高め、グローバル人材 の育成を図るため、姉妹友好都市の高校生・大学生等と交 流し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願う「ヒロシ マの心」を伝える活動を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	広島・長崎市児童生徒 平和のつどい	平和学習を通じて、被爆体験の継承を図り、平和への意識 を高めるため、本市と長崎市のこどもが交互に訪問し合 う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	若者による平和の誓い の集いの開催	「ヒロシマの心」を次世代に継承するため、若者が主体と なって企画・運営する平和の誓いの集いを開催する。	市民局 平和推進課
平和に関する体 験・学習の機会の 提供	こどもたちの平和学習 推進事業	学校において「被爆体験を聴く会」や「平和を考える集い」 を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に 応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平 和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学 年単位で行うことにより、取組の更なる充実を図り、世界 恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。【1-(3) -②】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	小・中・高校生による ヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する 小学校6年生の「子どもピースサミット」や中学生が英語 で発信する「伝えるHIROSHIMAプロジェクト」、 小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「ひろしま子ども 平和の集い」などの取組を通して、平和についての意識の 高揚を図る。【1-(3)-②】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
	若者による相互理解・ 交流促進事業	ホノルルの若者を受け入れ、若者同士の交流や文化体験の場を設定し、異文化理解の促進を図る。あわせて、被爆の実相に触れるプログラムを提供するとともに、双方の若者が被爆者を交えて意見交換を行うことを通じて、平和への思いを共有するプログラムを実施する。	市民局国際化推進課
	平和記念資料館のこど も向け展示の整備	こどもたちの平和学習の効果を高めるため、平和記念資料 館東館の地下1階にこどもたちにも分かりやすい内容の 新たな展示や学習スペースを整備する。【1-(3)-②】	市民局 平和推進課
	青少年支援メンター制 度の推進	こどもの心の成長を支援するため、メンターと呼ばれる人 生経験の豊富な大人とこどもが継続的・定期的に交流す る。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
交流の機会の提	広島市・大邱広域市青 少年交流事業	本市と姉妹都市である大邱広域市のこどもが交流することで、平和への意識を高め、相互の友情を深めるため、交 互に訪問し合う。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
供	高校生の国外留学推進 事業	次代を担う高校生が国際的感覚を磨き、グローバル社会の 中で主体的に生きる力を育成するため、国外留学を推進す る。	教育委員会 指導第二課
	二十歳を祝うつどい	二十歳という節目を迎える若者を祝福するとともに、成人 としての意識をさらに高め、社会に貢献することを促すた め、式典等を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
社会的自立に向 けた教育・支援の 推進	消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、二十歳を祝うつどいなどの各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【3-(3)-①】	市民局 消費生活センター
	夜間学級の運営	様々な理由により義務教育を終了できていない方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方などに対し、 平日の夜間において生徒に応じた指導を行う。【1-(3)-②】	教育委員会 学事課、指導第二課
	若者の自立・就労支援 対策事業	対人関係等の不安から就労に悩みを抱える学生に対し、出 張相談等を行う。	経済観光局 雇用推進課

社会的自立に向けた教育・支援の推進	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(4)-①、1-(6)-②、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	有給長期インターンシ ップ事業	大学や企業と連携して有給で長期のインターンシップを 実施し、若者の雇用に関するミスマッチを防止するととも に、若者が圏域内企業をより深く知ることができる機会を 確保する。	経済観光局雇用推進課
家庭・地域・学校等と連携・協働した意識の醸成	福祉教育推進のための 人材育成	社会福祉協議会が行う青少年等を対象とした福祉教育を 推進していくための人材育成を行うことにより、高齢者や 障害者等への理解を促進するとともに、地域で支え合う意 識の醸成を図る。	健康福祉局地域共生社会推進課
	電子メディアとこども たちとの健全な関係づ くりの推進事業	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10 オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。【1-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	青少年健全育成強調月 間	青少年の健全育成を図るため、11月に県・市・区それぞれ において、青少年健全育成大会を開催する.	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(6) 身近で多様な相談支援の充実

【現状と課題】

- 本市も含めて全国的に児童虐待の相談・通告件数が増加傾向にある中、ニーズ調査によると、約半数の保護者が子育 てに関する悩みや不安等があると回答し、同じく約半数の保護者が、「こどもに体罰を与えたこと」、「こどもを虐待し ているのではないかと思い悩んだこと」、「出産や育児でうつ病(状態)となったこと」、「自殺を考えたこと」、「育児放 棄になったこと」のいずれかがあると回答しています。さらに、「子育てに関して気軽に相談できる人や場所がない」 と回答した保護者は、5年前の同調査と比較して増加しています。
- その背景には、核家族化の進展や地域との関わりの希薄化などにより、親きょうだいなどから子育てに関する助言や 支援、協力を得ることが難しくなり、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えていることな どが考えられます。
- このため、地域の身近な場所で、子育てに関する悩みを気軽に相談できる場や機会を確保するとともに、親子の交流 や親同士の情報交換の機会の提供等を、地域と連携しながら一層充実させていく必要があります。
- また、児童虐待など子育て家庭で生じている問題の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者自身の被虐待経験や不安定な就労など様々な要因が複合的に重なり合っているとともに、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、プッシュ型・アウトリーチ型の支援や、多様な支援機関が連携・協働し相談支援体制を強化することなどにより、問題を抱えている家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげることが必要です。
- 加えて、こどもアンケートによると、20.1%のこどもが「悩んでいることや困っていることがある」と回答し、その うち 21.5%のこどもが「気軽に相談できる人や場所がない」と回答しています。多感な時期にあるこどもや、自立に 向けて困難に直面している若者が、その抱える悩みや不安等を誰にも相談できずにいるうちに、非行やいじめ、引きこ もり、自殺につながるなど事態が悪化していることも考えられます。
- このため、こども・若者が気軽に相談できるよう、電話や面接のほかSNS等を活用して身近で多様な相談支援の強化を図る必要があります。

【主な施策展開】

① こどもの養育に関する相談支援の充実

保護者が子育てに関する悩みを一人で抱え込まないよう、保健師等が様々な機会や場所を活用して、積極的に情報提供や助言を行えるような体制づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員やNPO等の関係機関と連携を図りながら、相談支援の充実に取り組みます。また、相談の中で、問題を抱えている子育て家庭等を把握した場合には、こども家庭センターが行う家庭訪問等のアウトリーチによる支援などにつなげていきます。さらに、子育て中の保護者間での交流等を促し、精神的な負担の軽減につなげる取組を充実させるとともに、関係機関の情報共有を推進します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
養育相談・指導の実施	こども家庭センターの 運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 母子保健担当
	青少年総合相談センタ ーの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【2-(3)-④、2-(4)-①②、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	地域子育で相談機関の 設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当

	児童家庭支援センター の運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【2-(1)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	保健師地区担当制の推 進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【3-(1)-②】	健康福祉局健康推進課
	子育てハンドブックの 作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、3-(1)-④⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
養育相談・指導の 実施	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が 訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報 提供を行う。【1-(1)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(1)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に、公民館や集会所等において、子育てに関する相談等を実施する。【1-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【1-(1)-①、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こころの健康相談 (広島市学校保健会)	こどもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に、学識 経験者による相談や専門の医師による指導・助言を実施す る。【1-(3)-③】	教育委員会 健康教育課
	各区の常設オープンス ペースの運営	各区の地域福祉センター内(中区は健康科学館内)において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場(常設オープンスペース)を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	公募型常設オープンス ペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営(出張ひろば)等の機能の充実を図るため、NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
交流の場等の提供	地域の子育てオープン スペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【3-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制 度)	本市に住所を有する0歳6か月から満3歳未満のこども のうち、保育園等に通っていない者を対象に、幼稚園や保 育園等において毎月一定時間数の範囲内で受入れを行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	きんさい!みんなの保 育園事業 (園庭開放)	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【3-(1)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
関係機関の連携等による支援	関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 児童相談所

② こども・若者への相談支援の強化

こども・若者が抱える様々な悩みを和らげ、精神的な負担などを軽減するため、電話やSNS等によりこども・若者が専門の相談員に気軽に相談でき、必要に応じて具体的な支援につなげることのできる相談支援体制を確保します。

<主な事業・取組>

- 工で事来 - 収値・		(他の利利的の一般自由を行うでは一般に「一個本事」が、「一直は一個人」	
施策展開の 方向性	名称	内 容	担当課
	ひろしまチャイルドラ イン (こども電話相談) 運営に対する助成	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【2-⟨4⟩-①】	こども未来局 児童相談所
	こども虐待夜間・休日 電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365 日 24 時間体制で、 国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル 「189(いちはやく)」などからの児童虐待通告や緊急を要 する相談を受け付ける。【2-(1)-①】	こども未来局 児童相談所
	こども・若者からの多 様な相談方法の検討	電話や面接などの方法に加え、こども・若者にとって、日 常的に使い慣れているコミュニケーション手段であるS NSを用いた相談の実施を検討する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	スクールカウンセラー による相談活動	スクールカウンセラーが、児童生徒と保護者の相談に応じ、教職員への助言を行う。また、これらを通して、不登校、問題行動等の未然防止や状況の改善を図る。	教育委員会 生徒指導課
相談支援体制の 確保	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(4)-①、1-(5)-③、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	精神保健福祉相談	各区保健センターにおいて、精神保健福祉相談員が様々な 心の悩みやストレスに関する相談に応じるとともに、精神 科医師による面接相談を行う。また、精神保健福祉センタ ーにおいて、相談員が電話相談や面接相談に応じるほか、 精神科医師によるひきこもり相談やアルコール・薬物・ギ ャンブルなどの依存症相談を行う。【2-(3)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課、精 神保健福祉センタ ー
	広島ひきこもり相談支 援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すこと を目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪 問などによる相談支援を実施する。【1-(4)-①、2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	インターネットを活用 した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメールによる相談対応や支援機関の紹介等を行う。【2-(4)-②】	健康福祉局精神保健福祉課
	いのちの電話相談事業 に対する補助	電話相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの 電話が行っている電話相談に係る研修事業等に対して補 助を行う。【2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺(自死) に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修 会を実施し、ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに 気づき、適切な対応ができる人)を養成する。【2-(4)-②】	健康福祉局 精神保健福祉セン ター
	心のサポーター養成事 業	市民を対象に、精神障害に関する正しい知識を身に付け、 悩みを抱えた人に早期に気づき、対処する力を身に付ける ことを目的とした研修会を実施する。	健康福祉局 精神保健福祉課
	消費生活センターにお ける消費生活相談	商品やサービスの契約に関するトラブルについて、市民からの相談に応じ、助言や情報提供等を行う。	市民局 消費生活センター

1 こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策

(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 近年の物価高騰の影響などにより子育て家庭の経済的負担は増加しており、生活実態調査によると、現在の暮らしの 状況を「苦しい」と回答した保護者は、小学5年生の保護者で26.0%、中学2年生の保護者で28.0%となっています。 また、ニーズ調査によると、子育ての精神的負担を軽減するために必要な支援として、「子育てに係る経済的支援」を 挙げた保護者は、就学前児童の保護者で68.9%、就学児童の保護者で65.2%となっています。
- こうした中、本市では、保育料・副食費の減免範囲の拡充や就学に必要な学用品費等の援助、こども医療費補助の対象年齢の拡大等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減を行っています。また、令和6年11月から2人以上のこどもがいる家庭における保育料・副食費の減免範囲を拡充したほか、令和7年1月からこども医療費の通院の補助対象年齢を中学3年生まで拡大するなど、経済的負担の軽減に取り組みました。加えて、国が実施した令和6年10月からの児童手当の拡充や同年11月からの児童扶養手当の拡充について、円滑な制度運用に取り組みました。
- 引き続き、これらの子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を実施していくとともに、「こども未来戦略」の「加速化プラン」において「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」を打ち出している国の総合的な対策を踏まえつつ、本市の状況に応じた支援策について、検討していく必要があります。
- 併せて、経済的負担の軽減など全国共通の課題については、地域によって格差が生じることのないよう抜本的な解消が必要であるため、国において統一的な施策が講じられるよう、引き続き、他都市と共同して国に要望を行っていきます。

【主な施策展開】

① 保育料、教育費等の負担軽減

子育て家庭における教育費等の負担を軽減するため、給付金や手当の支給、保育料・副食費の軽減や学用品費等の援助、幼児教育・保育の無償化などを実施します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
給付金等の支給	妊婦支援給付金の支給	妊婦の産前・産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため給付金を支給する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
教育費等の軽減	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	保育園等入園世帯への 教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課
	幼稚園入園世帯への副 食材料費補助	私立幼稚園(施設型給付幼稚園を除く。)に入園している こどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食 費のうち、副食材料費相当額を補助する。【2-(6)-①④、 2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課

	地域における小学校就 学前のこどもを対象と した多様な集団活動事 業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
教育費等の軽減	特別支援教育就学奨励	小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者 の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品費等 の経費の一部を援助する。	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料 等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【2-(6)-①④、 2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	母子及び父子福祉資金 の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、 修学資金等の各種資金を貸し付ける。【2-(6)-④、2-(7)- ③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
教育費等の無償 化	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	高等教育の無償化(広島市立大学・広島市立 看護専門学校の授業料 等減免)	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【2-(6)-①④、2-(7)-③】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校

② 医療費の負担軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療費の補助を行うとともに、引き続き制度の充実に向けた検討を行います。また、妊娠支援や母子の健康確保に係る経済的負担の軽減のため、自己負担が原則の各種健康診査に要する費用等について、一部助成を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内容	担当課
	こども医療費補助	中学3年生までのこどもの保護者に対し、こどもに係る医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。	健康福祉局 保険年金課
	ひとり親家庭等医療費 補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担 相当額を補助する。【2-(7)-③】	健康福祉局 保険年金課
医療費の補助等	重度心身障害者医療費 補助	重度心身障害者(児)に対し、医療費の保険診療分の自己 負担相当額を補助する。【2-(3)-②】	健康福祉局 保険年金課
	養育医療給付	入院養育を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において必要な医療を給付する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病医療 費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病 について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【2-(3)- ②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【2-(3)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

医療費の補助等	小児慢性特定疾病交通 費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診する ための交通費を助成する。【2-(3)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	自立支援医療(育成医療)	身体に障害のあるこどもに対し、生活能力を得るために必 要な医療の給付を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療と出産 につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。【1 -(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
健康診査等に係る費用の助成	母子の健康診査等に係 る費用助成	妊婦乳児健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、先 天性代謝異常等検査、新生児マススクリーニング検査、新 生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事 業	低所得の妊婦を対象に、妊婦健診の受診状況などを把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。【1-(1)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(1) 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得る、こどもに対する重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されるものではありません。
- しかしながら、児童相談所への児童虐待相談・通告件数は、全国的に増加傾向が続いており、本市の児童相談所が受けた児童虐待の相談・通告件数も、令和5年度は2,884件と、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以来、過去最多となっています。
- こうした背景には、核家族化の進展や地域との関わりの希薄化などによる子育て家庭の孤立化や、子育てに対する不安や負担感の増大などに加え、児童虐待に対する社会の認識が高まったことも考えられます。
- こうしたことを踏まえ、こどもの権利擁護の観点から、社会の宝であるこどもの生命を守り、心身が傷つくことのないよう、児童虐待に至らないうちにそのリスクを把握し予防するとともに、児童虐待に至ってしまったケースをできるだけ早期に発見し、迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- また、児童虐待を受けたこどもを確実に守るため、適切に保護するとともに、その心身の傷が一日も早く癒え、こどもが安心感や安全感を持てる家庭環境の保証ができるよう、こどもと保護者に対する効果的かつ十分な支援を行う必要があります。
- こうした早期発見・早期対応、適切な支援を行うに当たっては、国が令和4年度に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」などに基づいて、児童相談所やこども家庭センターの体制強化をはじめ、関係機関や地域との連携をさらに強化することも必要となっています。

【主な施策展開】

① 虐待の予防と早期発見・早期対応

児童虐待により、こどもが傷ついたり大切な生命を落としたりすることのないよう、こどもへの体罰の禁止や児童虐待がこどもに及ぼす悪影響等について、市民への啓発等を行います。また、各種健診や家庭訪問の際など様々な機会を捉え、支援が必要な家庭の早期把握に努め、保護者や妊婦への支援、児童相談所による 365 日 24 時間の相談支援を行います。さらに、児童虐待の通告に対する早期のこどもの安全確認や、関係機関の連携・情報共有による適切な支援に取り組みます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
市民への啓発等	オレンジリボンキャン ペーンの実施	こどもへの体罰の禁止など、児童虐待に関する市民の理解 を深めるため、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を 推進し、児童虐待の防止をテーマとした講演会の開催やポ スターの掲示等による広報・啓発活動を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
支援が必要な家庭の把握	児童虐待予防対策事業	児童虐待を未然に防ぐため、健康診査や家庭訪問等により 把握した、育児を行う上で保護者の負担が重くなると考え られる家庭や乳幼児健診未受診者に対し、保健師の継続的 な家庭訪問等による支援を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こんにちは赤ちゃん事 業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が 訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報 提供を行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	子育て世帯訪問支援事 業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
保護者への支援 の推進	妊娠・出産包括支援事業(母子保健相談支援 事業)	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーター を配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・ 育児に関する助言や情報提供等を行う。【1-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

	妊娠・出産包括支援事	産後1年未満の産婦を対象に、産婦の自宅に、本市が委託	こども未来局
	業(産後ヘルパー派遣 事業)	する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、家事や育児 等の支援を行う。【1-(1)-②】	こども青少年支援部 母子保健担当
	産後ケア事業	産後1年未満(宿泊型は産後6か月まで)の産婦を対象に、 自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等 での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する 指導等を行う。【1-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	子育で短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(6)-②③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
保護者への支援	子育て短期支援事業に おける受入体制強化事 業	子育て短期支援事業におけるこどもの受入れを促進する ため、児童養護施設等に対し、ショートステイ専任職員の 雇用に係る経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
の推進	ひとり親家庭等地域生 活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【2-(6)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	親子関係形成支援事業	親子間において適切な関係を構築することを目的として、 要支援児童等を養育する保護者等を対象に、講義やグルー プワーク、ロールプレイ等による支援プログラムを実施す る。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	きんさい!みんなの保 育園事業 (養育支援が 必要な家庭への支援)	特別な支援を要する親子等を対象に、保育園等を開放し、 入園児童との交流を通じて、子育ての工夫の仕方等につい て相談・助言等を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	児童相談所における相 談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(5)-②】	こども未来局 児童相談所
	親子のための相談 L I NE	SNSを活用した「親子のための相談LINE」により、 こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(5)-②】	こども未来局 児童相談所
相談支援の推進	こども家庭センターの 運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 母子保健担当
	地域子育て相談機関の 設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	児童家庭支援センター の運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【1-(6)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	こども虐待夜間・休日 電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365 日 24 時間体制で、 国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル 「189(いちはやく)」などからの児童虐待通告や緊急を要 する相談を受け付ける。【1-(6)-②】	こども未来局 児童相談所

こどもの安全確 認・適切な支援の 実施	こどもの安全確認	児童虐待の通告に対し、できる限り迅速に(原則として 48 時間以内に)こどもの安全確認を行い、必要に応じてこどもの一時保護などの対応を行う。	こども未来局 児童相談所
	広島市要保護児童対策 地域協議会の運営	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、 支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援 対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。	

② 虐待を受けたこども等への支援の充実

こどもの心身の衰弱や生命への危険を回避するため、保護者や児童虐待の状況を踏まえて、必要に応じて、一時保護や施設への入所措置等の適切な措置を行います。また、児童虐待を受けたこどもに対する専門的な見地からの支援を行うとともに、一時保護等により親子分離した後のこどもと保護者に対する支援を行い、こどもが安心感や安全感を持てる家庭環境の保障ができるよう、家族の再統合を図ります。

<主な事業・取組>

<王な事業・取組>		(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-	[王な施束展開]』 で表記
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	一時保護の実施	児童虐待、放任等の理由によりこどもを家庭から引き離す 必要がある場合等において、児童相談所の一時保護所に一 時保護する。	こども未来局 児童相談所
	一時保護委託強化事業	一時保護所の定員超過による入所児童の処遇改善を図る ため、幼児5人を限度として、児童相談所から近距離にあ る広島乳児院に一時保護委託を行う。	こども未来局 児童相談所
	里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所
	里親養育包括支援(フォスタリング)事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談・支援を行う。【2-(2)-①】	こども未来局、 児童相談所
適切な保護の実 施	児童養護施設等児童福 祉施設入所措置	保護者のいないこどもや虐待されているこども等を児童 養護施設等に入所させ、良好な家庭的環境の中で、児童指 導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所
ル	小規模住居型児童養育 事業(ファミリーホー ム)	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童を一緒に養育する。 【2-{2}-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所
	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(2)-①②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当 児童相談所
	母子生活支援施設入所 措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-(2)-①、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童相談所におけるこ どもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【3-(4)-①】	こども未来局 児童相談所
	児童養護施設等におけ る意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員(アドボケイト)が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(2)-①、3-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

適切な保護の実施	社会福祉審議会(入所 措置等専門部会)の設 置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする 「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設 入所措置等について、調査審議等を行う。【2-(2)-①】	こども未来局 児童相談所
こどもと保護者に対する支援の推進	専門職員による支援	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、児童虐待を受けたこどもに対する専門的見地からの相談・援助を行う。	こども未来局 児童相談所
	一時保護所における学 習支援	学習指導員の配置等により、一時保護されたこどもに対す る学習支援を行う。	こども未来局 児童相談所
	臨床心理士による家族 支援	施設入所等により親子分離した後のこどもや保護者に対し、臨床心理士による家族再統合プログラムの作成やカウンセリング等の支援を行う。	こども未来局 児童相談所

③ 児童相談所の支援体制の充実

急増している児童虐待の相談・通告により一層的確に対応できるよう、児童福祉司・児童心理司等の増員・確保に取り組むなど、児童相談所の支援体制を充実します。また、警察や学校、医療機関等の関係機関や他都市との連携・情報共有の強化を図ります。

<主な事業・取組>

く土な事業・収組>		(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)	
施策展開の 方向性	名称	内 容	担当課
児童相談所の支 援体制の充実	専門知識等を有する職員の配置の充実等	人口や虐待相談対応件数に応じて、必要な児童福祉司・児 童心理司等の確保及び研修等による資質向上に取り組み、 医師や保健師などを含めて、高い専門知識やノウハウ等を 有する職員が、的確に児童虐待事案等に対応する。	こども未来局 児童相談所
	警察職員等や弁護士の 配置	児童虐待通告への的確かつ安全な対応や警察との円滑な 連携が図られるよう、警察職員等を配置するとともに、法 的な問題についての助言等を受けるため常駐の弁護士を 配置する。	こども未来局 児童相談所
連携や情報共有の強化	警察等との連携の推進	困難事例への対応力の向上を図るため、警察との合同訓練 を実施するとともに、児童虐待を受けたこどもの気持ちや 立場に配慮する観点から、こどもへの面接を警察や検察と 協同で実施する。	こども未来局 児童相談所
	関係機関の情報共有の 強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を区ごとに定期 的に開催し、支援対象児童等について密接な情報共有を図 る。また、実務者会議への医療機関や民生委員・児童委員 等の参加など、地域との連携の更なる強化に向けた検討を 進める。	こども未来局 児童相談所
	学校との連携の強化	全ての学校の校内組織に位置付けられた教育相談・支援の 担当教員と連携し、学校から児童虐待の端緒を把握した旨 の情報提供があった場合に、適切な対応・支援を行う。	こども未来局 児童相談所
	他の児童相談所との情 報共有の徹底	児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の情報 の引継ぎについて、全ての事案に係る具体的な経緯や状況 等を書面により移管先の児童相談所に提供するとともに、 緊急性が高い場合は対面による引継ぎを行うなど、他の児 童相談所との情報共有を徹底する。	こども未来局 児童相談所

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(2) 社会的養育の充実・強化

【現状と課題】

- 児童虐待や保護者の経済的困窮、養育力の低下等により、社会的養育を必要とするこどもが増加しています。こどもにとって、家庭で安定した生活を送ることが最も望ましい姿ですが、様々な事情により、家族と離れて施設等で暮らさざるを得ないこどもについては、社会的養育体制の充実・強化を図り、適切な支援を行うことが求められています。
- この社会的養育体制の充実・強化に当たっては、児童福祉法で「家庭養育の優先」が原則であると定められていることを踏まえ、こどもの最善の利益の確保の視点に立ち、できる限り家庭的な環境の下で養育者との適切な愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育される環境を整えていく必要があります。
- また、施設等に入所したこども・若者の中には、自分の考えや思いを意見として整理し表明することに困難を抱える者も少なくないため、こども・若者の意見や意向を把握して関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援員(アドボケイト)を確保するなど、こどもの権利擁護を一層推進していく必要があります。
- さらに、施設を退所したこども・若者等が、家族からのサポートが期待できないことなどから、様々な困難に直面する場面が多いことを踏まえ、継続的に見守る仕組みを整え、社会的自立を支援していくことが重要です。

【主な施策展開】

① 里親・施設等による養育支援の充実

施設に入所したこども等が適切な養育を受けながら健やかに成長していけるよう、関係団体や施設等と連携しながら、 里親委託や養子縁組の推進、ファミリーホームの設置促進等のほか、施設の小規模化(分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設)により、少人数を生活単位とした家庭的環境での養育などを行います。また、施設に入所したこども等の権利擁護の一環として、こどもの保護や支援に当たっては、意見表明を保障する仕組みを整えます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【2-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所
	里親養育包括支援(フ ォスタリング)事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談・支援を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 児童相談所
	里親への委託前養育支 援事業	里親委託を推進するため、里子を受託しようとする者に対 し、必要な経費を支給する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
家庭的環境での養育の実施	養子縁組民間あっせん 機関助成事業	民間の養子縁組あっせん機関が、養子縁組あっせん事業を 行う際に、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	小規模住居型児童養育 事業(ファミリーホー ム)	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童を一緒に養育する。 【2-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所
	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当 児童相談所
	児童養護施設等児童福 祉施設入所措置	保護者のいないこどもや虐待されているこども等を児童 養護施設等に入所させ、良好な家庭的環境の中で、児童指 導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所

	児童養護施設入所児童		ァ ビナ 土 中日
	児里養護施設人所児里 等の私立高等学校等進 学助成	児童養護施設等に入所しているこどもが、私立高校に進学 する際の入学金等の一部を支給する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	社会福祉審議会(入所 措置等専門部会)の設 置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設 入所措置等について、調査審議等を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 児童相談所
	児童養護施設等体制強 化事業	児童養護施設等において児童指導員等の負担軽減を図るため、補助者、児童指導員等を目指す者やこどもの養育に関する相談支援等を行うスーパーバイザーを雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童養護施設等におけ る医療機関等連携強化 事業	児童養護施設等において、継続的な服薬管理や健康管理が 必要なこどもの受入れを促進するため、医療機関との連絡 調整、医療機関受診時の付添等を行う看護師等を雇用する 施設に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
家庭的環境での養育の実施	民間児童福祉施設整備補助	児童養護施設等において、少人数の家庭的な環境等で養育 されるよう、施設の小規模化等の整備に対し、必要な経費 を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ファミリーホーム開設 補助	ファミリーホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の 購入費に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	自立援助ホーム開設補 助	自立援助ホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	母子生活支援施設入所 措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-(1)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	こどもが見て聞いて楽 しむ三大プロ	優れた芸術やスポーツを"生"で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く三大プロ(広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団)の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【2-(7)-②】	市民局 文化振興課、スポー ツ振興課
こどもの権利擁護の推進	児童養護施設等におけ る意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員(アドボケイト)が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(1)-②、3-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

② 施設退所後のこども・若者等への自立支援の充実

施設を退所したこども・若者等が、その能力を発揮して地域社会において自らの努力で生活基盤を築いていけるよう、 居場所づくりや就労・生活に関する継続的な個別相談などを行います。また、施設を退所したこども・若者等の置かれ ている状況を踏まえ、自立を目指すことのできる環境を提供するなど社会的自立に向けた支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
社会的自立に向けた支援の推進	社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-(4)-①、1-(5)-③、1-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当 児童相談所

社会的自立に向けた支援の推進	身元保証人確保対策事 業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている こども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパー ト等を賃借することができるよう、身元保証人を確保する ための保険料を負担する。【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童養護施設入所児童 等自動車運転免許取得 費補助	児童養護施設等に入所しているこどもが、就職の際に、自 動車運転免許を取得するに当たって必要な経費を補助す る。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(3) 障害のあるこども・若者への支援

【現状と課題】

- こどもの人口が減少している中、本市の 18 歳未満の障害児数は、知的障害と精神障害を中心に増加傾向にあります。 ニーズ調査においても、就学前児童の 5.3%、就学児童の 10.2%が、障害や慢性的な疾病等があると回答しており、いずれも 5 年前の同調査と比較して増加しています。
- 特に、発達障害については、近年増加しており、こども療育センターにおける新規の診療件数が平成30年度の1,291件から令和5年度では1,572件となっているほか、ニーズ調査においても、障害等があると回答した者のうちその障害等の種類が発達障害であると回答した割合は、就学前児童では33.9%、就学児童では70.3%となっています。また、医療的ケア児が増加するとともに、実態が多様化しています。
- こうした中、施設支援から地域支援への移行・定着の更なる促進や親亡き後を見据えた自立支援の必要性が高まっているほか、発達障害児や医療的ケア児とその家族への適切な支援や、障害のあるこどもと障害のないこどもが互いを尊重し共に成長していくことの重要性が増していること等に伴い、今後、障害のあるこども・若者への支援に対するニーズは更に複雑かつ多様化していくことが予想されます。
- こうした状況に的確に対応するため、相談支援事業所、地域団体、学校等の関係機関と連携しながら、障害のあることも・若者一人一人の特性や状況に応じたきめ細かな支援を行うことが求められており、発達支援や相談支援・生活支援の充実や質の向上を図るとともに、発達障害児や医療的ケア児とその家族への支援、特別支援教育や自立に向けた支援の充実を図るなど、「広島市障害者計画」、「広島市障害児福祉計画」、「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」等に基づいて、障害のあるこども・若者とその家族に対する総合的な支援を推進していく必要があります。
- また、障害者に対する差別や偏見等も依然として残っており、これらを早急に解消し、障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合う社会を実現していくための取組を推進する必要があります。

【主な施策展開】

① きめ細かな発達支援の充実

一人一人の障害児への適切かつ必要な支援を充実し、成長期にある障害児の療育の質を向上させるため、児童発達支援や入所支援等の多様化と質の向上、長期休暇や放課後等の活動の場の確保と内容の充実に取り組みます。また、障害のあるこどもの保育園等への入園希望の増加等に適切に対応するために、障害児保育の充実や保育士等の能力向上などに努めます。さらに、より一層充実した療育を推進するため、こども療育センターについて、専門スタッフの充実などを図ります。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	児童発達支援	児童発達支援センター等に通う障害児に対して、日常生活 における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適 応のための支援等を行う。	健康福祉局障害自立支援課
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	健康福祉局障害自立支援課
児童発達支援等 の充実	障害児入所支援(福祉 型児童入所施設)	障害児入所支援に入所させ保護した障害児に対し、日常生 活の指導や、知識技能の付与を図る。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害児入所支援(医療 型児童入所施設)	障害児入所施設又は指定医療機関に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与とともに、治療を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
	心身障害児福祉施設措 置費	本市が心身障害児を入所措置した場合、入所施設に対し、入所に要する費用を措置費として支払う。	健康福祉局 障害自立支援課
	重症心身障害児(者) 医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)を受け入れることができる短期入所を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課

児童発達支援等 の充実	小児慢性特定疾病児童 等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童やその保護者の相談に応じ、必要な 情報の提供を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は 学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社 会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
放課後等の活動の場の確保・充実	特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【1-(4)-①】	健康福祉局障害自立支援課
	休暇中の障害児の地域 活動支援事業	障害のあるこどもが、長期休暇中に、地域のこどもとゲー ムやリズム遊び等によりふれあう行事を開催する。	健康福祉局 障害福祉課
	障害児の長期休暇支援 事業	長期休暇中に、障害のあるこどもの活動の場を設ける地域 の団体に対し、活動経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害自立支援課
障害児保育等の 充実	障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもとの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【1-(2)-②】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	発達支援コーディネー ターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達 支援コーディネーター(保育園等における発達障害児支援 のリーダー)を養成する。【1-(2)-②、2-(3)-③】	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 障害児支援担当
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適応することができるよう、必要なノウハウ等を有するこども療育センターの 保育士等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
	こども療育センター等 における療育の実施	こども療育センターの外来診療部門において、障害児(発達障害児を含む。)の診療・外来療育や、家族等への支援を実施するとともに、各センターに設置している児童発達支援センターにおいて療育を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
こども療育セン ターの充実	こども療育センターの 医師等専門スタッフの 充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな 診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法 士等の専門スタッフの充実を図る。【2-(3)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターに おける療育・支援体制 の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を 設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護 者への支援を行う。【2-(3)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターの 施設整備	こども療育センターにおいて、通園できる児童を増やすためのバスの更新等とともに、施設の長寿命化を図るための 改修等を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当

② 相談支援・生活支援の充実

一人一人の心身の状況や意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助などの適切な支援を行うため、各種相談事業の充実や相談員の能力向上に取り組みます。また、手当の支給や医療費の補助などによる経済的負担の軽減、保護者のレスパイト、外出の支援などを行います。なお、このほか、広島市障害者計画の下に展開される障害のある若者の支援に関する事業・取組も行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
相談事業の充実	障害者総合支援法に基 づく協議会等を通じた 相談支援事業の充実	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進する。	健康福祉局 障害自立支援課
	障害者相談支援事業	障害のある方や家族が地域で安心して暮らせるよう、障害 に関する中核機関として、本市が委託した社会福祉法人や 医療法人等が運営する障害者相談支援事業所において、生 活上や療養上の相談に応じる。	健康福祉局障害自立支援課

障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、 保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
精神保健福祉相談	各区保健センターにおいて、精神保健福祉相談員が様々な 心の悩みやストレスに関する相談に応じるとともに、精神 科医師による面接相談を行う。また、精神保健福祉センタ ーにおいて、相談員が電話相談や面接相談に応じるほか、 精神科医師によるひきこもり相談やアルコール・薬物・ギ ャンブルなどの依存症相談を行う。【1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課、精 神保健福祉センタ
各種相談員による相談 支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉相談員等が、本人や家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施する。	健康福祉局 障害福祉課、精神保 健福祉課
精神障害者等の家庭へ の訪問支援	精神障害者等の家庭などを訪問し、日常生活の過ごし方や 社会復帰についての相談を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課
重症心身障害児(者)相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害児(者)本人やその 保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実 施するとともに、重症心身障害児(者)の保護者を相談員と してピアカウンセリングを実施する。	健康福祉局障害自立支援課
障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類や内容等を定めた計画(障 害児支援利用計画)を作成し、関係者との連絡調整等を実 施する。	健康福祉局 障害自立支援課
各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を国等の制度に基づき適切に支給する。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国等に対して要望等を実施する。	健康福祉局障害福祉課
重度心身障害者医療費 補助	重度心身障害者(児)に対し、医療費の保険診療分の自己 負担相当額を補助する。【1-(7)-②】	健康福祉局 保険年金課
小児慢性特定疾病医療 費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病 について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【1-(7)- ②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
小児慢性特定疾病交通 費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診する ための交通費を助成する。【1-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
障害児通所給付費・肢 体不自由児通所医療費 の支給	通所給付の決定を受けた障害児が、通所支援サービスを受けたときは、障害児通所給付費を施設に支払う。また、医療型の児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支払う。	健康福祉局障害自立支援課
難聴児補聴器購入費助 成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児 に対し、補聴器等の購入や、イヤーモールドの交換、補聴 器の修理に係る経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害福祉課
短期入所	障害児を介護している保護者が、疾病・出産・冠婚葬祭等 で家庭での介護が一時的に困難となった場合に、障害児を 施設において一時的に預かり、必要な支援を行う。	健康福祉局障害自立支援課
日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的として、障害者と障害児を 対象に、指定短期入所事業所等で一時預かりを実施する。	健康福祉局 障害自立支援課
医療的ケア児在宅レス パイト事業	在宅の医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、保護者 に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する。	健康福祉局 障害自立支援課
児童居宅介護	日常生活を営むのに支障があるこどもの家庭にホームへ ルパーが訪問し、家事、介護、相談、助言等の日常生活の 支援を行う。	健康福祉局 障害自立支援課
医療的ケア児の通学支 援	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくても通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、 保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を 支援する。【1-(3)-②】	教育委員会 特別支援教育課、学 事課
	精神保健福祉相談 名 表種 はいます はいます はいます はいます はいます はいます を持った はいます を持った である また はいます である はいます から また はいます から はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	(審音児等級育文接事業 保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施する。

外出支援の実施	移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加の促進を目的として、単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上において必要な外出や余暇活動等のために外出をする際に、ヘルパーを派遣することにより、外出時に必要となる移動の介助や、外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	健康福祉局障害自立支援課
---------	--------	---	--------------

③ 発達障害があるこども・若者への支援の充実

医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、発達障害があるこども・若者への 支援を総合的・計画的に進めるため、「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」に基づき、早期発見・早期 療育のための取組・体制の充実、療育・支援体制の充実、保育園等における支援の充実、地域生活支援・就労支援・相 談支援の充実を図るとともに、発達障害についての理解の促進等に努めます。

<主な事業・取組>

<王な事業・取組>		(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-	[主な施策展開] で表記)
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	要観察児及び保護者への支援	1歳6か月児健診の受診者のうち、発達に課題があると思われる親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。また、乳幼児期のこどもの成長・発達についてのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 母子保健担当
早期発見、早期療育のための取組・体制の充実	乳幼児健診従事者、小 児科医等への研修の実 施	乳幼児健診等に従事する保健師や保育士等を対象に、援助 技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を 対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施 する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当、障害 児支援担当
	5歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、こどもの発達や行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【1-(1)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	こども療育センターの 医師等専門スタッフの 充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな 診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法 士等の専門スタッフの充実を図る。【2-(3)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	こども療育センターに おける療育・支援体制 の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を 設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護 者への支援を行う。【2-(3)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ソーシャルスキルトレ ーニング研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、ソーシャルス キルトレーニングに必要な対人支援の知識や技術を学ぶ 研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
泰女・士授仕生の	地域における療育の充 実に向けた専門研修の 実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、地域における 支援の質の向上を図るため、発達障害の特性やそれに対す る指導・訓練方法等の専門研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
療育・支援体制の充実	I C T機器を活用した 療育等に関する研修の 実施	こども療育センターや障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、発達障害児の成長過程におけるICT機器を活用した学習・コミュニケーションの有効性や使用方法等に関する研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ペアレント・プログラ ムの実施	子育てに難しさを感じる保護者と地域の支援者を対象に、 保護者がこどもの行動を肯定的に捉えられるよう客観的 な理解の仕方を学ぶグループ・プログラムを、支援者の養 成を兼ねて実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ペアレントトレーニン グ研修の実施	発達障害児の保護者を対象に、こどもの行動が改善するよう行動の特性理解や具体的な対応方法を学ぶ研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	ICT機器(タブレッ ト型PC)活用講座の 実施	発達障害児が家庭等でタブレット型PC等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、保護者が導入方法や活用方法などを学ぶための講座を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当

			こども未来局
保育園等におけ る支援の充実	発達障害児基礎研修会 等の実施	保育園等の職員が発達障害について正しい認識を持ち、発達障害児への気付きや関わり方などを系統立てて学ぶための研修を実施する。	幼保企画課 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達支援コーディネー ターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達 支援コーディネーター(保育園等における発達障害児支援 のリーダー)を養成する。【1-(2)-②、2-(3)-①】	こども未来局 幼保企画課、 こども青少年支援部 障害児支援担当
	整理収納講座の実施	発達障害児等が円滑な日常生活や社会生活を送れるよう、 発達障害児等やその保護者を対象に、障害特性を踏まえた 整理収納方法等を学ぶ講座を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者生活自立訓 練の実施	発達障害児等の一人暮らしや親亡き後の自立に向けて、生活能力の向上のために必要となる知識・技術等を養う訓練 を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
地域生活支援及び就労支援の充実	災害時等における発達 障害児等への支援の促 進	災害時に適切な支援が受けられるよう、身近な支援者である民生委員等に対して障害の特性等を周知するとともに、 主だった避難所等へコミュニケーション支援ボード(災害編)の設置を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	関係機関等の連携による就労支援の充実	発達障害者支援センターにおいて、就労を希望する発達障害児等の相談に応じるとともに、本人の希望や状態に合った就労専門機関を選定し、事前調整を行うなどの支援を行う。また、発達障害児等を対象として広島障害者職業センターが主催する就労支援プログラムの講習会に講師を派遣する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者相談支援従 事者研修の実施	相談支援事業所や行政機関等の職員を対象に、身近な地域 で発達障害児等の支援ニーズに合わせたきめ細かな支援 が行えるよう、発達障害の視点を踏まえたアセスメントや それに対する支援方法等を学ぶ研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者家族の集い の開催	発達障害児の家族を対象に、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換できる場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者思春期・青 年期相談援助講座の実 施	身近な家族とのコミュニケーションが難しくなる思春期・青年期の発達障害児等の家族や支援者を対象に、心の 理解や日常的な相談援助の方法等に関する講座を開催す る。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
相談支援の充実	ペアレントメンター制 度の実施	発達障害児の将来や子育てについて不安を抱えている保護者に対し、発達障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、相談や助言を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者オープン相 談の場の運営	15歳以上の発達障害児等を対象に、悩みや不安に関する相談を受け、助言等を行うとともに、レクリエーション活動を通して他者との交流を深め、社会参加のきっかけづくりを図る場を提供する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	継続した支援を行うた めのツールの活用	発達障害児等のプロフィール、保育園等、学校、医療機関における支援内容等を保護者が書きつづるための「サポートファイル」を配布するとともに、活用方法等についての説明会を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	発達障害者支援センタ ーの地域支援機能の強 化	発達障害児等が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関等との協力関係の強化に向けて、発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
発達障害についての理解の促進	啓発イベントの実施	市民を対象に、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害児等との関わり方等についての理解を促進するため、関係機関との連携の下、専門家による講演会を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	情報提供の充実	発達障害児等やその家族、支援に関わる人などが支援施策等の情報を入手しやすくなるよう、市ホームページ「発達障害支援ネットひろしま」への掲載や障害福祉サービス事業者等へのチラシ配布、SNSの効果的な活用などによる広報を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当

④ 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援の充実を 図ります。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

N工の事末 4M恒/		(他の何戦回所の台項日番与を自合側に 【【基本的元息」「『里思旭宋』」	
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
特別支援教育の 充実	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-②③】	教育委員会 特別支援教育課
特別支援学校における教育の充実	広島特別支援学校にお ける教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【1-(3)-②】	教育委員会 特別支援教育課
	特別支援学校における 相談支援体制の充実	「特別支援学校サポートセンター」が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する障害のあるこどもやその保護者、教員からの教育相談に対し、特別支援学校の専門性等を活かして必要な助言・援助等を行う。	教育委員会 特別支援教育課
	特別支援学校児童生徒 の地域活動推進事業	特別支援学校に在籍する児童生徒の地域における交流の 促進や自立、社会参加に必要な知識を学ぶ機会を提供する ため、児童生徒や家族、地域住民、ボランティア等で構成 するグループが行う余暇・文化活動、自然体験等の事業に 対し、経費の一部を助成する。	教育委員会 特別支援教育課
就学・教育相談の 充実	青少年総合相談センタ ーの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(4)-①②、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育研究事業への助成	私立幼稚園特別支援教 育研究事業	広島市私立幼稚園協会が実施する特別支援教育に関する研究事業に対し、経費の一部を助成することにより、特別支援教育に対する理解の向上、教育条件の整備、障害のある就学前児童の就園機会の拡大を図る。	こども未来局 幼保給付課

⑤ 総合的な就労支援の充実

障害のあるこども・若者のディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) の実現に向け、就労に向けた各種能力の伸長や、職場体験、職業教育、職域拡大に取り組むとともに、就労相談体制の充実を図るなど、障害のあるこども・若者の社会的自立に向けた支援を推進します。なお、このほか、広島市障害者計画の下に展開される障害のある若者の就労支援に関する事業・取組も行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	知的障害児(者)の就労 前職場体験事業補助	本市の公共施設等での職場体験実習や、事前の研修会等を 実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	健康福祉局 障害自立支援課
社会的自立に向けた支援の推進	特別支援学校高等部の 職業教育の充実	特別支援学校高等部における職業教育を充実させるため、 作業学習の指導方法等の工夫・改善や、職業実習の機会の 充実に努めるとともに、職業コースにおいて、より専門的 な技能の向上等を図る。	教育委員会 特別支援教育課

⑥ 障害者差別の解消と理解・交流の促進

障害を理由とする差別の解消に向け、広く研修・啓発・相談等を行うとともに、障害や障害者についての市民の理解の促進、障害者と市民・地域との交流の促進など、心のバリアフリー化に向けた取組を実施します。

<主な事業・取組>

>工は事未 4が恒/		(他の物料画がの台項目留存を内合欄に【【基本的流点」「里点心束」「	
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	障害者差別解消に向け た研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施する。	健康福祉局障害福祉課
	障害者差別解消に向け た相談体制の充実	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等に よる相談体制の充実を図る。	健康福祉局 障害福祉課
研修・啓発・相談 等の実施	広島市障害者差別解消 推進条例等に基づく相 談や紛争解決等のため の取組	広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口 での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調 整審議会を運営する。	健康福祉局 障害福祉課
	「みんなのお店ひろし ま」宣言事業	障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を「みんなのお店ひろしま」として本市ホームページで公表し、広く周知するとともに、その取組を応援することにより、事業者や市民への障害者差別解消に向けた気運の醸成を図る。	健康福祉局障害福祉課
	ヘルプマークの普及促 進	広島県、障害者団体等と連携し、ヘルプマークの普及や市 民への周知を実施する。	健康福祉局 障害福祉課
市民の理解の促進	高次機能障害・難病に ついての啓発	本市の広報紙やホームページ等を活用し、幅広く情報発信 することにより、高次脳機能障害・難病の啓発を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課、健 康推進課
	精神障害についての理 解の促進	市民を対象とした精神障害に対する理解を深めるための 講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害 者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施する。	健康福祉局 精神保健福祉セン ター
交流の促進	フラワーフェスティバ ル「ふれあいの広場」 の設置・運営	「ひろしまフラワーフェスティバル」において、ステージ 発表や、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通 じて、障害児(者)と市民との交流を促進する。	健康福祉局障害福祉課
	障害児こどもまつり開 催事業補助	「障害児こどもまつり」において、ステージ発表やあそび の広場等での障害児と市民との交流を促進する行事を実 施する事業に対し、経費の一部を助成する。	健康福祉局障害福祉課
	福祉サービス事業所等 と地域住民との交流の 促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、障害児(者)と地域との交流を促進する。	健康福祉局 障害自立支援課、精 神保健福祉課

其本的視占	2	社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の	充宝
李个山川无杰	_	「江云り又」及り心安江が同いことし、石石で永延へいだが帰がる又及が	ノレス

重点施策	(4) いじめ・不登校等対策の推進
------	-------------------

【現状と課題】

- こどもアンケートでは、「国や広島市がこどもたちのために力をいれた方がいいと思うこと」の質問に対し、「いじめのない社会を作ること」の回答が 50.2%と最も多くなっています。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめには、「大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる」、「被害の告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの」、「繰り返し行われ、再発することも多い」等の特性があり、それを理解した上での対応が必要となります。
- 本市の市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校における令和5年度のいじめの認知件数は、3,923件となっており、引き続き、「広島市いじめ防止等のための基本方針」等に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を、地域とも連携しながら総合的に推進していく必要があります。
- また、市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校における年間 30 日以上欠席した不登校の児童生徒数は、 年々増加しており、令和5年度は 3,857 人となっています。不登校は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に 関わっている場合が多く、また、どのこどもにも起こり得るものです。このため、不登校の児童生徒に対しては、スク ールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を含めた相談支援や、ICT等を活用した学習支援など、 個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- さらに、一定数存在すると考えられるひきこもりがちなこども・若者への自立に向けた支援の充実や、後を絶たない こども・若者の自殺(自死)対策を推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① いじめに関する総合対策の推進

全てのこどもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止、早期発見と早期対応、児童生徒一人一人の実態に応じた切れ目のない支援等の充実を図ります。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師(心の先生)として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。また、道徳教育に係る推進校を指定し、指導方法などの実践研究を行い、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。【1-(3)-①】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課
学芸にかけてい	MLB教育(SOSの 出し方に関する教育) の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOS を出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立 小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連 携した授業を実施する。【2-(4)-②、2-(5)-②】	教育委員会 生徒指導課
学校におけるいじめに関する総合対策の推進	生徒指導体制の強化・ 充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①②③、2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ問題対 策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。【1-(3) -①】	教育委員会 生徒指導課
	「広島市いじめ防止対 策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に 関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防 止対策推進審議会」を開催する。【1-(3)-①】	教育委員会 生徒指導課

学校におけるい じめに関する総 合対策の推進	青少年総合相談センタ ーの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-②、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	ネットパトロールの実 施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【1-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 非行防止・自立支援担当
	ひろしまチャイルドラ イン (こども電話相談) 運営に対する助成	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【1-(6)-②】	こども未来局 児童相談所
	ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表 者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・ 学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【1 -(3)-(3)】	教育委員会 生徒指導課
	いじめ・不登校等予防 的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【2-(4)-②】	教育委員会 生徒指導課

② 不登校等対策の推進

不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。また、ひきこもりがちなこども・若者が早期にその状態から脱し、社会生活に復帰できるよう、就労体験などの社会体験活動を実施し、その自立・就業等を支援するほか、こども・若者の自殺(自死)対策を推進します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
不登校児童生徒に対する支援	MLB教育(SOSの 出し方に関する教育) の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOS を出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立 小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連 携した授業を実施する。【2-(4)-①、2-(5)-②】	教育委員会 生徒指導課
	生徒指導体制の強化・ 充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①②③、2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」 において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生 徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活 動や学習支援を行う。【1-(3)-②、1-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	ふれあい教室(教育支 援センター)の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(3)-②、1-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	舟入市民病院小児心療 科外来での医療的支援	医療面から心の健全な発達を支援するため、摂食障害や不 登校など思春期の心の問題を抱えた小・中学生を対象に、 外来診療を行う。	健康福祉局 医療政策課

	心理面に課題のあるこ どもに対する入所・通	家庭環境や交友関係等により社会生活への適応が困難と なったこどもに対し、愛育園(児童心理治療施設)におい	こども未来局 こども青少年支援部
	所治療	て、心理治療や生活指導を行う。	障害児支援担当
不登校児童生徒に対する支援	家族療法事業	不登校、ひきこもりの状態にあるこどもやその家族を支援 するため、愛育園(児童心理治療施設)において、カウン セリングや親子での話し合いの場の設定などを通じて、心 理治療や家族機能の回復等を図る。	こども未来局 こども青少年支援部 障害児支援担当
	青少年総合相談センタ ーの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	いじめ・不登校等予防 的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【2-(4)-①】	教育委員会 生徒指導課
	ひきこもりがちな青少 年への支援事業	ひきこもりがちなこども・若者の自立を促進するため、N PO法人への委託により、就労体験やボランティア体験な どの社会体験活動への参加を支援する。	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
ひきこもりがち なこども・若者の 自立支援	広島ひきこもり相談支 援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すこと を目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪 問などによる相談支援を実施する。【1-(4)-①、1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課
	「ひきこもり」状態の こどもへの支援の検討	「ひきこもり」状態にあるこどもの実態把握に努める。また、関係機関による事例検討会を開催し、支援の方策を検討するとともに、学校における支援の取組に活かす。	教育委員会 生徒指導課
こども・若者の自 殺 (自死) 対策の 推進	ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺(自死) に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修 会を実施し、ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに 気づき、適切な対応ができる人)を養成する。【1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉セン ター
	広島市自殺(自死)対策 推進センターの運営	自殺(自死)に関連した電話相談に応じ、悩みに応じた相談 機関の情報提供を行うなど適切な援助を行う。	健康福祉局 精神保健福祉課、精 神保健福祉センタ ー
	インターネットを活用 した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメールによる相談対応や支援機関の紹介等を行う。【1-(6)-②】	健康福祉局精神保健福祉課
	いのちの電話相談事業 に対する補助	電話相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談に係る研修事業等に対して補助を行う。【1-(6)-②】	健康福祉局 精神保健福祉課

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(5) ヤングケアラー等への支援

【現状と課題】

- ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」であり、令和6年度に改正された「子ども・若者育成支援推進法」において、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象として明記されました。
- 生活実態調査において、「ヤングケアラーという言葉を聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は、 小学5年生で8.0%、中学2年生で25.9%となっており、さらなる認知度の向上と理解の促進に取り組む必要がありま す。
- また、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな事情であることや本人や家族に自覚がないことなどから、表面化しにくく把握が難しいことに加え、学業や進路選択への影響も指摘されていることから、早期の把握に努め、学校などの関係機関等と連携しながら、本人やその家族への支援につなげていく必要があります。

【主な施策展開】

① ヤングケアラーへの理解促進と早期把握

ヤングケアラーに関する広報を充実し、認知度の向上と理解の促進を図ります。また、学校や本市の相談窓口等において、生活状況を詳しく聴き取ることなどにより、ヤングケアラーの早期の把握に努めます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【「基本的視点]-「重点施策]-「主な施策展開]】で表記)

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
ヤングケアラー についての理解 の促進	市民向け広報の実施	周囲の大人等がヤングケアラーについての理解を深め、こ ども・若者が担っている家事や家族のケアの負担に気づ き、支援につなげることができるよう、本市ホームページ や広報紙「ひろしま市民と市政」への掲載、ポスターの掲 示等による広報・啓発を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	こども・若者への広報 の実施	ヤングケアラー当事者の気づきを促し、相談につなげるため、市内の小・中・高等学校、大学等に相談窓口等を記載したチラシを配布する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
支援が必要な家 庭やこども・若者 の把握	市立学校におけるアン ケート調査の実施	ヤングケアラー当事者に気づきを与えるとともに、その兆候を把握するため、市立学校における小学5年生から高校生までを対象にアンケート調査を実施し、支援が必要と判断した児童生徒に対しては、学校とスクールソーシャルワーカーが連携し、こども家庭センターや児童相談所につなぐなどの支援を行う。	教育委員会 生徒指導課
	相談窓口等での把握	こども家庭センターや児童相談所が子育て家庭からの相談に応じる際に、アセスメントシートを活用して家庭内での家事等の分担を聴取し、ヤングケアラーの把握に努める。また、様々な関係機関に対し、ヤングケアラーを把握した場合のつなぎ先であるこども家庭センターの相談窓口を周知する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当

② 相談・支援体制の充実

こども家庭センターや青少年総合相談センター等において相談を受けるとともに、学校などの関係機関等と連携し、必要な支援につなげます。また、相談窓口の職員や学校の教職員等を対象に、ヤングケアラーに関する研修を実施することにより、支援者の資質向上を図るとともに、ヤングケアラー専用の相談窓口の設置や当事者の会の開催などにより、相談・支援体制の充実を図ります。さらに、高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の要因が絡み合い複雑化・複合化した問題を抱える家庭に対し、関係機関の連携等による支援を行います。

施策展開の	名 称	内 容	担当課
方向性	1그 170	ri 🗗	15日本
	こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 母子保健担当
	地域子育で相談機関の 設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(6)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
相談体制の確保	青少年総合相談センタ ーの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-①②】	こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当 教育委員会 特別支援教育課
	児童家庭支援センター の運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【1-(6)-①、2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童相談所における相 談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(1)-①】	こども未来局 児童相談所
	親子のための相談 L I NE	SNSを活用した「親子のための相談LINE」により、 こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(1)-①】	こども未来局 児童相談所
	外国人市民の総合相談 窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【2-(8)-②】	市民局国際化推進課
 支援者の資質向 上	相談窓口職員や教職員等への研修	こども家庭センターの職員や教職員等を対象に、ヤングケアラー経験者等を講師としたヤングケアラーの実情への理解を深めるための研修を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	ピアサポート等相談支 援の実施	社会福祉法人等に委託し、ヤングケアラーの支援について 知見を有する相談員を配置したヤングケアラー専用の相 談窓口を設置するとともに、必要に応じて、家庭訪問等の アウトリーチでの支援を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
当事者等への支援の充実	当事者の会の開催	ヤングケアラー同士が気軽に集い、悩みや経験などを共有 しながら、アドバイスを求めることができるよう、「当事 者の会」を定期的に開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	MLB教育(SOSの 出し方に関する教育) の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【2-(4)-①②】	教育委員会 生徒指導課
	学校内での相談支援体 制の強化	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー を配置して、児童生徒からの相談に応じるとともに、こど も家庭センターなどと連携して必要な支援につなげる。	教育委員会 生徒指導課
	子育て世帯訪問支援事 業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(1)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

関係機関の連携	関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【1-(6)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 児童相談所
等による支援	相談支援包括化推進員 の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(6)-②、3-(1)-②】	健康福祉局 地域共生社会推進 課

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(6) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進

【現状と課題】

- 我が国の18歳未満のこどもの貧困率は、厚生労働省の令和4年国民生活基礎調査によると11.5%で、約9人に1人が平均的な所得の半分を下回る家庭で暮らしていることになります。また、本市の生活実態調査では、相対的な貧困家庭(等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭)の割合は、小学5年生の家庭で8.7%、中学2年生の家庭で10.8%となっています。
- 生活実態調査において、相対的な貧困家庭のこどもは、授業の理解度が低いことや、大学等に進学を希望する割合が低くなっているように、こどもの貧困は、学習面や生活面など様々な面において影響を及ぼします。また、成年年齢を迎えた 18 歳以上の若者の中にも、貧困により進学や就労等に悩みや不安を抱え、進路や自立に向けて困難に直面している者がおり、親から子へと貧困が世代を超えて連鎖するおそれがあります。
- そのため、令和6年度に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえた国の総合的な対策を前提にしながら、こども・若者の貧困の解消に向け、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援など総合的な対策を推進することにより、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぎ、全てのこども・若者が、その可能性の芽を摘まれることなく、心身共に健やかに育成され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう取り組む必要があります。
- また、こども・若者の貧困の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者の不安定な就労など様々な要因が複合的に 重なり合うとともに、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、教育や生活、就労などの多様 な関係機関の連携・協働によるプッシュ型・アウトリーチ型の支援等により、問題を抱えている家庭を早期に把握し、 個々の状況に応じた支援策に確実につなげることが必要です。

【主な施策展開】

① 教育の支援の充実

希望に沿った教育段階への進学ができるよう、学校におけるきめ細かな学習指導はもとより、地域において十分な教育が受けにくいとされる生活困窮家庭やひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行うほか、様々な問題を抱えることも・若者に対して的確な支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
学習の支援	生活困窮世帯学習支援 事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学4年生から 高校生までのこどもを対象に、学習支援会を開催する。	健康福祉局 保護自立支援課
	ひとり親家庭学習支援 事業	ひとり親家庭のこどもの将来への不安を解消し、進学や自立を後押しするため、大学生等による学習支援や、模擬試験等の受験料の支給等を実施するとともに、個別支援が必要なこどもに対してきめ細かい支援を行うため、個別学習支援員を配置する。【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
就学・学資の援助	幼児教育・保育の無償 化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課、 こども青少年支援部 母子保健担当

	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	保育園等入園世帯への 教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【1-{7}-①、2-{6}-④】	こども未来局 幼保給付課
	幼稚園入園世帯への副 食材料費補助	私立幼稚園(施設型給付幼稚園を除く。)に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
就学・学資の援助	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	被保護世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護世帯(生活保護受給世帯)のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【2-(6)-③】	健康福祉局 保護自立支援課
	高等教育の無償化(広島市立大学・広島市立 看護専門学校の授業料 等減免)	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校

② 生活の安定に資するための支援の充実

貧困状況にある家庭の生活基盤の安定を図るため、複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら包括的な相談支援を行うとともに、日常生活の支援や住居の確保、様々な事情を抱えるこどもが安心して過ごすことのできる居場所の確保などの支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
包括的な相談支援	こども家庭センターの 運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 母子保健担当
	地域子育で相談機関の 設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、3-(1)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	生活困窮者自立相談支 援事業	各区に設置したくらしサポートセンターにおいて、生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込んだ支援計画を作成し、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
	家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の 視点から必要な情報提供や専門的な助言・支出の節約に関 する指導、生活に必要な資金の貸付のあっせん等を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
	ひとり親家庭等の相談 支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親 家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行 う。【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

T-			
	子育て世帯訪問支援事 業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-{1}-①、2-{5}-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(1)-①、2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	フードシェアリングの 促進	食品の寄附者と食品を必要とする団体等を、インターネットを通じてマッチングするシステムを構築し、売れ残りなどの食品の有効活用を促進するとともに、貧困対策等の福祉的な支援を行う。	環境局 環境政策課
日常生活の支援	ひとり親家庭等に対す る生活応援情報提供事 業	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、民間企業や地域 団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食 品提供等の情報をSNSを活用してプッシュ配信する。 【2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	ひとり親家庭等日常生 活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭 生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2 -(6)-③、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等地域生 活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【2-(1)-①、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【2-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	住居確保給付金給付事業	離職等により経済的に困窮し住居を喪失している者又は 喪失するおそれのある者に対し、賃貸住宅の家賃額相当の 給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。 また、収入が著しく減少し、家計の改善のため、家賃が低 廉な住宅への転居が必要な者に対し、転居費用を支給す る。	健康福祉局保護自立支援課
	特賃住宅の入居促進	中堅所得者向けの市営住宅(特賃住宅)を、家賃助成に より子育て世帯に供給し、居住水準の向上を図る。	都市整備局 住宅政策課
住居の確保	市営住宅入居抽選時の 優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選に おける当選確率を高くする優遇措置(一般世帯の2倍)を 実施する。【2-(7)-②】	都市整備局 住宅政策課
	広島市居住支援協議会 の運営	子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、入居を拒まない 民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)や、居住支援法人 (家賃債務保証の提供や入居相談、見守り等を実施する団 体)などの情報を提供する。	健康福祉局 保護自立支援課 都市整備局 住宅政策課
	居住支援事業(一時生活支援事業)	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食 の提供等を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
居場所づくりの 支援	子育て家庭等居場所づ くり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【1-(4)-①、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
関係機関の連携等による支援	関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【1-(6)-①、2-(5)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 児童相談所
	相談支援包括化推進員 の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(5)-②、3-(1)-②】	健康福祉局 地域共生社会推進 課

③ 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の充実

貧困状況にある家庭の経済基盤の安定を図るため、雇用と福祉の一体的な支援などにより就労機会を確保するととも に、職業生活と家庭の両立に向けた支援に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

- 工な事未・収値・		(他の拘戦回所の合項日番号を内谷側に【[基本的代点」「[重点爬束]」	
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	被保護者就労支援事業	本市と民間事業者が協力し、カウンセリングにより就労意 欲を喚起するなど、生活保護受給者の就労支援を行う。	健康福祉局 保護自立支援課
	就労支援窓口の設置に よるハローワークとの 一体的な支援	各区福祉事務所において、ハローワーク就職支援ナビゲーターが常駐又は巡回し、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行うなど、自立に向けた支援を行う。	経済観光局雇用推進課
	ひとり親家庭等就業支 援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。【2-{7}-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	自立支援教育訓練給付 金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援する ため、教育訓練講座の受講料を支給する。【2-{7}-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
就労機会の確保	高等職業訓練促進給付 金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果 的な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)の取得を促 進するため、給付金を支給する。【2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 (入学・就職準備金)	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(7)-①③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 (住宅支援資金)	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家 庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要となる 資金を貸し付ける。【2-(7)-①③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格 支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やこどもが、 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対 象講座の受講料を支給する。【2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	被保護世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護世帯(生活保護受給世帯)のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【2-(6)-①】	健康福祉局 保護自立支援課
職業生活と家庭 の両立に向けた 支援	子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(1)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等日常生 活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2-(6)-②、2-(7)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

④ 経済的支援の充実

貧困状況にある家庭の経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や養育費に関する相談支援、幼児教育・保育や高等教育の無償化など、就園・就学に要する経費の軽減や援助を行います。

<主な事業・取組>

		(10 13 3 ALL) I ALL SOLITION FILE MANAGE MAN	
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
手当の支給	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

	Т		- 101 / /:
	特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の 問題等の法律相談を実施する。【2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
養育費に関する 相談・支援	離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や 養育費等の取決めの重要性などに関する講座を実施する。 【2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	養育費に関する公正証 書作成費等の補助	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に要する保証料を支給する。【2-(7)-③】	こ <i>ども未来局</i> こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	幼児教育・保育の無償 化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課、 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	保育園等入園世帯への 教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①】	こども未来局 幼保給付課
就園・就学に要す る費用の軽減等	幼稚園入園世帯への副 食材料費補助	私立幼稚園(施設型給付幼稚園を除く。)に入園していることもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	地域における小学校就 学前のこどもを対象と した多様な集団活動事 業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【1-(7)-①、2-(7)-③】	こども未来局 幼保給付課
	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料 等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	教育委員会 学事課
	母子及び父子福祉資金 の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、 修学資金等の各種資金を貸し付ける。【1-(7)-①、2-(7)- ③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	高等教育の無償化(広島市立大学・広島市立 看護専門学校の授業料 等滅免)	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(7) ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

- 本市の母子・父子家庭数は、令和 2 年国勢調査によると、母子世帯は 6,945 世帯、父子家庭は 724 世帯となっており、 いずれも平成 27 年の前回調査と比較して、約 20%近く減少しています。
- 一方で、本市のひとり親家庭における相対的な貧困家庭の割合は、生活実態調査によると、小学5年生のひとり親家庭で52.5%(ふたり親家庭で4.5%)、中学2年生のひとり親家庭で59.8%(ふたり親家庭で5.3%)となっており、ふたり親家庭と比べて割合が非常に高くなっています。
- また、生活実態調査によると、本市のひとり親家庭の 93.8%が就業していますが、そのうちの約4割がパートやアルバイト等の非正規雇用となっています。
- さらに、ひとり親家庭のこどもは、親との離別・死別に直面し、精神的にも不安定な状況に置かれ、保護者は、子育 てと仕事を一人で担うことから、様々な困難を伴う場合があります。
- このように、ひとり親家庭は、所得が低く、雇用も不安定な傾向にあるなど特有の課題があるため、自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育てと仕事を両立しながら安定的な生活ができるよう、子育て・生活支援や経済的支援などを総合的に推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① 自立に向けた就業支援の充実

ひとり親家庭の親等が、その希望する形で仕事に就くことができるよう、就労機会を確保するとともに、就職に有利となる資格・技能の習得支援などを行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
就労機会の確保	ひとり親家庭等就業支 援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家 庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介 等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラ インでの就業支援を実施する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	市営店舗入店抽選時の 優遇措置	母子世帯について、市営店舗の入店抽選における当選確率 を高くする優遇措置(持ち玉数を2倍)を実施する。	都市整備局 住宅政策課
	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援する ため、教育訓練講座の受講料を支給する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果 的な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)の取得を促 進するため、給付金を支給する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
資格・技能の習得 支援	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 (入学・就職準備金)	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 (住宅支援資金)	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家 庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要となる 資金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格 支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やこどもが、 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対 象講座の受講料を支給する。【2-(6)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が安定的な生活を送り自立していけるよう、必要な福祉制度等の情報提供や相談指導、住居の確保、生活支援講習会の開催、保育園等への入園の優先的取扱いなど、仕事と子育て・日常生活の両立に向けた支援を行います。 また、ひとり親家庭のこどもは、親と過ごす時間が限られ、家庭内での教育やしつけなどが十分に行き届かない傾向があるため、こどもに学力と生活習慣を身に付けさせる学習支援や居場所づくりを実施します。

<主な事業・取組>

<王な事業・取組)		(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-	[土な虺束展開]』 で衣記
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	ひとり親家庭等の相談 支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【2-(6)-②】	こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等日常生 活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2 -(6)-②③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等生活支 援講習会	ひとり親家庭等を対象に、家計管理、育児等に関する専門 家による講習会等を開催する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等地域生 活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【2-(1)-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等に対す る生活応援情報提供事 業	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、民間企業や地域 団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食 品提供等の情報をSNSを活用してプッシュ配信する。【2 -(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
仕事と子育て・生	保育園等への入園の優先的取扱い	ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、ひとり親家庭 の児童の心身の健全な育成が図られるよう、保育園等の入 園を優先的に取り扱う。	こども未来局 幼保給付課
活の両立支援の推進	市営住宅入居抽選時の 優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選に おける当選確率を高くする優遇措置(一般世帯の2倍)を 実施する。【2-(6)-②】	都市整備局 住宅政策課
	母子生活支援施設入所 措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	身元保証人確保対策事 業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている こども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパー ト等を賃借することができるよう、身元保証人を確保する ための保険料を負担する。【2-(2)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭健全育成 事業の促進	広島市母子寡婦福祉連合会が実施する、ひとり親家庭の親子が参加するりんご狩りや野球観戦等の行事やレクリエーションに対し、必要な経費を補助する。	
	こどもが見て聞いて楽 しむ三大プロ	優れた芸術やスポーツを"生"で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く三大プロ(広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団)の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【2-(2)-①】	
こどもに対する 支援の推進	ひとり親家庭学習支援 事業	ひとり親家庭のこどもの将来への不安を解消し、進学や自立を後押しするため、大学生等による学習支援や、模擬試験等の受験料の支給等を実施するとともに、個別支援が必要なこどもに対してきめ細かい支援を行うため、個別学習支援員を配置する。【2-(6)-①】	· ·
	子育て家庭等居場所づ くり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【1-{4}-①、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

③ 経済的支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立を図るため、手当の支給や医療費の補助、公共料金等の軽減・減免などの経済的負担の軽減を行うとともに、就労・就学のための資金の貸付けや養育費の確保に関する相談等を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭等医療費 補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担 相当額を補助する。【1-(7)-②】	健康福祉局 保険年金課
	幼児教育・保育の無償 化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課 こども青少年支援部 母子保健担当
	保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課
経済的負担の軽 減	幼稚園入園世帯への副 食材料費補助	私立幼稚園(施設型給付幼稚園を除く。)に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	こども未来局 幼保給付課
	地域における小学校就 学前のこどもを対象と した多様な集団活動事 業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【1-(7)-①、2-(6)-④】	こども未来局 幼保給付課
	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	教育委員会 学事課
	市立高等学校の授業料 等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	教育委員会 学事課
	高等教育の無償化(広島市立大学・広島市立 看護専門学校の授業料 等減免)	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の 学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料 を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	企画総務局 行政経営課 健康福祉局 看護専門学校
	税負担の軽減等	ひとり親家庭の所得税、市・県民税について、申告に基づ き、寡婦控除とひとり親控除を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	水道料金・下水道使用 料の減免	ひとり親家庭等の水道料金と下水道使用料について、1か月につき 0~10㎡相当額を減免する。	水道局 業務管理課 下水道局 管理課
	旅客鉄道会社定期乗車 券割引	児童扶養手当の受給世帯等が、通勤定期乗車券を購入する場合、旅客鉄道会社が通勤定期乗車券の割引を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

資金の貸付け	母子及び父子福祉資金 の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、 修学資金等の各種資金を貸し付ける。【1-(7)-①、2-(6)- ④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 (入学・就職準備金)	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業 (住宅支援資金)	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家 庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要となる 資金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
養育費に関する 相談・支援	特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の 問題等の法律相談を実施する。【2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取決めの重要性などに関する講座を実施する。 【2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	養育費に関する公正証 書作成費等の補助	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に要する保証料を支給する。【2-(6)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

2 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策

(8) 外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援

【現状と課題】

- 本市に住民登録のある外国人市民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除き増加し続けており、令和6年12月末時点で23,070人と総人口の1.97%となり、そのうち、18歳未満の外国人市民は2,028人、18歳から29歳の外国人市民は7,778人となっています。また、深刻な人手不足を背景に更なる外国人材の受入を拡大する国の方針を受け、外国人市民の増加は今後も続くものと予想されています。
- 外国人市民は、単身の就労者、子育て世帯、進学や就職の時期を迎えた若年層、介護が必要な高齢者など、幅広い年齢層で多様な生活状況の下で暮らしており、外国人市民が様々な生活習慣や文化特性を持ちながらも地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、個々の生活状況に応じた支援を行っていくことがこれまで以上に重要になっています。
- このため、今後も、教育や子育て、生活の支援、また、それらに係る相談体制や情報提供等の充実など、外国にルーツを持つこども・若者やその保護者に対する支援を一層推進していく必要があります。

【主な施策展開】

① こどもへの教育・保育の充実

保育園等において、こどもが生活に必要な言葉やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう保育の充実 に取り組みます。また、学校教育においては、こども一人一人の実態に応じて、日本語で学校生活を営み、学習に取り 組めるようになるための指導を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
保育の充実	外国にルーツを持つ こどもへの支援の充実	外国にルーツを持つこどもとのコミュニケーション等を 支援する多文化共生担当の保育士を、モデル園として基町 保育園に配置し、絵や写真などを用いた視覚的な支援を通 じた生活に必要な言葉の獲得や、こども同士の遊びを通じ たコミュニケーション力の育成などに取り組み、得られた 成果を他の公立・私立保育園等に広めることで、社会生活 への適応や小学校への円滑な接続を図る。	こども未来局 幼保企画課
学校教育	就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年9月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【1-(3)-②】	教育委員会学事課
	帰国・外国人児童生徒 に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【1-(3)-②】	教育委員会 指導第一課、指導第 二課

② 保護者・若者への生活支援の充実

保護者や若者が、日本の文化や習慣等を理解し、地域の中で安心して生活できるよう、生活関連の情報の提供や相談 支援などを行います。また、日本語能力の向上を支援するとともに、こどもが必要な子育て支援を確実に受け、健全に 発達・成長することができるよう、保育園等において保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るなど保護者への支援 の充実に取り組みます。

<主な事業・取組>

	1		
施策展開の 方向性	名 称	内容	担当課
情報提供・相談支援の推進	外国人市民向け生活情 報提供事業	日常生活に必要な行政サービスや生活関連の情報をまとめ、多言語(7言語・日本語併記)に翻訳した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成・配布する。リーフレット版を各区市民課等窓口で配布し、ガイドブック本文は本市ホームページで公開する。	市民局国際化推進課
	外国人市民の総合相談 窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【2-(5)-②】	市民局国際化推進課
	子育て支援情報の提供の充実	外国人市民向けの子育て支援情報について、多言語での情報提供や周知を行うとともに、多言語化や提供情報の拡充など支援の充実を図る。	こども未来局 こども未来調整課
生活支援の推進	外国人市民の日本語能 力向上支援事業	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けられる よう、日本語教育の充実を図る。	市民局 国際化推進課
	保護者への支援の充実	保育園等において、保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るため、通訳機器の導入や配付物・掲示物の多言語化などを行うとともに、日本人と外国人の保護者やこどもが多様な文化に触れ合う機会を創出し、相互理解の促進に取り組む。また、保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、乳幼児健診や保健師との相談等の場において、通訳機器の導入や配布物の多言語化を行う。	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課、 こども青少年支援部 母子保健担当

3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実

重点施策

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

【現状と課題】

- 本市の町内会・自治会の加入率は年々減少して6割を下回り、老人クラブの加入率(60 歳以上)は約1割、子ども会の加入率(小学校児童)は約3割となるなど、地域を支える人材の不足や地域コミュニティの活力低下が懸念されています。こうした地域のつながりの希薄化に加えて、核家族化や共働き世帯の増加などこどもの養育をめぐる環境が変化し、家庭の機能も弱体化する傾向が見られ、子育て家庭の多くが負担感や孤独感を感じています。また、子育てと介護に同時に直面する家庭など、複雑化・複合化した問題を抱え、制度や分野ごとに縦割りで整備された公的な支援制度の下では対応が困難なケースも増えています。
- このため、地域の実情に応じて「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せの下、地域のあらゆる主体が一丸となって 取り組むことにより、市民の誰もが、これまでのように「支える側」と「支えられる側」に二分されることなく、「お 互い様」の心で豊かに暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現が求められます。
- こうしたことから、子育て家庭と共に、地域住民、地域団体、事業者、行政など社会を構成する全ての個人や団体が、それぞれの役割を果たしながら、専門機関等と協働して子育て支援を行い、子育て家庭が地域において孤立することなく様々な形で交流できる機会の提供や、複合的な問題に包括的に対応できる相談体制の整備など、こどもを生み育てやすいまちづくりを進めていく必要があります。こうしたまちづくりに向けては、社会を構成するあらゆる主体が、地域の宝であり未来を担う存在であるこどもの健全な育成を「我が事」として捉え、こどもや子育てに対する関心や理解を深めていくとともに、根強く残っている「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の観点からも父親の主体的な子育てを促進していくことが不可欠です。
- さらに、「児童の権利に関する条約」に掲げられているこどもの最善の利益の確保、生存と発達の権利、暴力や虐待からの保護、人間としての尊厳や意思・意見の尊重、家庭的な環境や医療・生活の保障、教育を受ける権利等のこどもの権利は、こどもが生まれながらにして持っている基本的な権利ですが、依然として、いじめや児童虐待、性的マイノリティのこども・若者に対する差別や偏見などの重大な権利侵害が発生しています。このため、こどもの権利やその擁護の重要性等について、引き続き普及啓発を行っていく必要があります。

【主な施策展開】

① 地域における多様な交流機会の提供

子育て家庭が孤立し、子育てに係る悩みや不安、負担感等を抱え込むことのないよう、他の子育て家庭の親子や支援者と気軽に交流したり相談したりできる常設オープンスペースの運営や運営の支援に取り組むとともに、ニーズの多様化に適切に対応できるよう、一時預かりや地域に出向いての運営(出張ひろば)等、機能の充実を図ります。また、保育園等を活用した支援の場の提供等により交流を促進するほか、地域コミュニティの活性化や担い手の確保など、地域が行う共助としての子育て支援の展開を行政としてバックアップしつつ、その協力を得ながらきめ細かい子育て支援を推進します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
子育てオープンスペースの拡充	各区の常設オープンス ペースの運営	各区の地域福祉センター内(中区は健康科学館内)において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場(常設オープンスペース)を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	公募型常設オープンス ペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営(出張ひろば)等の機能の充実を図るため、NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当

	1		
子育てオープン スペースの拡充	地域の子育てオープン スペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
保育園等を活用した交流の促進	きんさい!みんなの保 育園事業 (園庭開放)	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【1-(6)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【1-(4)-②】	こども未来局 放課後対策課
	ファミリー・サポー ト・センター事業	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【1-(4)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	高齢者いきいき活動ポ イント事業における担 い手確保	子育てオープンスペースでの子育て支援の活動やこども の居場所づくり(こども食堂や学習支援等)に関する活動 に対して高齢者いきいき活動ポイントを付与し、地域活動 の担い手確保につなげる。	健康福祉局高齢福祉課
地域による子育て支援の推進	めざせ子育てほっとタ ウンあさみなみ(安佐 南区・区の魅力と活力 向上推進事業)	幅広い世代による子育て支援が充実するよう、大学生、短大生、専門学校生を対象に、「子育てしやすいまちづくり」を目指して、公園マップづくり等を主体的に行う安佐南区子育てサポーター(AKS)の養成講座を実施するとともに、子育てオープンスペース等での多世代交流を図る。また、冒険遊び場の開設への支援を行う。	安佐南区 地域起こし推進課、 地域支えあい課
	冒険遊び場(プレーパ ーク)事業	公園等でこどもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(4)-②、1-(5)-③】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 青少年育成担当 企画総務局 政策企画課
	地域のきずなづくり冒 険遊び場の整備(安佐 北区・区の魅力と活力 向上推進事業)	区内各所に出張して冒険遊び場をイベント的に開設し、区 内の冒険遊び場の認知度を高め、気運の醸成を図るととも に、担い手(地元ボランティア)の育成や、地域住民のき ずなの広がりを推進する。	安佐北区 地域起こし推進課

② 包括的な相談支援体制の整備

町内会・自治会や民生委員・児童委員、地域ボランティア等による地域活動を通して把握された、子育て支援に関する地域の生活課題に係る相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる協力体制を整備します。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
包括的な相談支	こども家庭センターの 運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当、 母子保健担当
援体制の整備	地域子育て相談機関の 設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②】	こども未来局 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当

	保健師地区担当制の推 進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【1-(6)-(1)】	健康福祉局健康推進課
	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する 相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、 地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養 成、子育で情報の提供などを行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
包括的な相談支	民生委員・児童委員に よる支援	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力し、こんにちは 赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭 の福祉等に関する相談や助言を行う。	健康福祉局地域共生社会推進課
援体制の整備	相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(5)-②、2-(6)-②】	健康福祉局地域共生社会推進課
	地域資源管理システムの運用	市民へ地域資源の情報を円滑に提供するとともに、支援関係機関による効果的・効率的な相談支援を行うため、様々な地域資源の情報を一元的に管理するシステムを運用する。	健康福祉局地域共生社会推進課
	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支 援、社会への参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの 支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の 整備を推進する。	健康福祉局 地域共生社会推進課

③ こどもを生み育てやすい環境整備の推進

こどもや子育て中の人などが、より安全・快適に暮らすことのできるまちづくりを推進するため、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を進めるとともに、それらの整備状況や子育てに優しい設備の設置状況等に係る情報提供の充実を図ります。また、子育て中の世帯とその親世帯との間での子育てや介護等の支え合いや、子育て世帯の居住環境の整備を促進します。さらに、少子化対策の一環として、結婚支援に取り組む団体等への支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	福祉のまちづくりの推進	便所の改修やエレベーターの設置など、諸施設の福祉環境 の整備・改善を図る。	健康福祉局 健康福祉企画課
	低床車両 (バス) の導 入促進	乗合バス事業者が導入するノンステップバス(低公害バス)車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	道路交通局 公共交通政策部
公共施設等のバ	低床車両(電車)の導 入促進	鉄軌道事業者が導入する低床路面電車車両の購入費の一 部を国等と共に補助する。	道路交通局 公共交通政策部
リアフリー化の 推進	交通施設のバリアフリ 一化の推進	主要な駅について、交通事業者が実施するバリアフリー化 設備整備費の一部を国と共に補助する。	道路交通局 公共交通政策部
	福祉環境整備	市内の主要な駅などから周辺の主要な施設までの経路に ついて、バリアフリー化を一層促進する。	道路交通局 道路課
	市営住宅のバリアフリ ー化の推進	こども連れや妊産婦等に配慮した居住環境を整備するため、市営住宅の住戸内のバリアフリー化を推進する。	都市整備局 住宅整備課
情報提供の充実	公共施設等のバリアフ リー設備に関する情報 提供	公共施設等のバリアフリー設備の整備状況を、マップ形式 でホームページに掲載し、市民に情報提供する。	健康福祉局 健康福祉企画課

情報提供の充実	赤ちゃん安心おでかけ 事業	外出中の授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「にこにこベビールーム」として登録し、 赤ちゃんと一緒に外出しやすい環境を整備する。	こども未来局 こども未来調整課
	マタニティマークの普 及促進	妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、妊産婦が周囲 に妊婦であることを示し、身に付けることができるマタニ ティマーク入りキーホルダーを配布する。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
親世帯と子世帯 の支え合いの推 進	三世代同居・近居支援 事業	子育てや介護等の支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下のこども(出産予定のこどもを含む。)がいる世帯が、市内に居住する親世帯の近くに住み替えて同居や近居を始める場合に、引越し費用等の一部を助成する。	企画総務局 コミュニティ再生課
子育て世帯の住替えの促進	住宅団地における住替 え促進事業	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や家賃の一部を補助する。	都市整備局住宅政策課
結婚支援に取り 組む団体等への 支援	結婚支援に関する取組 の周知・広報協力	広島県の支援により、公益財団法人ひろしまこども夢財団 が運営している「こいのわ出会いサポートセンター」の結 婚支援に関する取組について、本市ホームページへのリン ク等による周知・広報協力を行う。	こども未来局 こども未来調整課

④ こどもと子育てに関する理解の促進

社会全体でこどもを育てる意識や気運を醸成するため、講座の開催やパンフレット等を活用し、広く市民に対してこどもと子育ての重要性や、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する啓発を行います。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
	児童福祉月間	児童福祉に対する市民の理解を深め、子育て支援意識の醸成を図るため、毎年5月を「こどもまんなか 児童福祉月間」と定め、各種の子育て支援事業や啓発事業を実施する。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	公民館学習会・子育て 支援事業	子育てオープンスペース、子育て支援講座などを公民館で 開催し、地域における子育て支援の輪を広げる。	市民局 生涯学習課
市民に対する啓発	子育てハンドブックの 作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、1-(6)-①、3-(1)-⑤】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	男女共同参画啓発リー フレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリットなどを掲載したリーフレットを配布する。【3-(1)-⑤】	市民局男女共同参画課
	小中学生向け男女共同 参画啓発用冊子の作成	啓発用冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生 に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用するこ とで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図 る。	市民局男女共同参画課

⑤ 父親の主体的な子育ての促進

父親が子育てを「手伝う」のではなく、父親と母親が協力・協働して子育てを行う環境を整備するため、リーフレットの配布や各種講座の開催等による啓発を行い、父親が「我が事」として主体的に子育てを行う意識を醸成し、具体的な行動へつなげるための支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名	称	内 容	担当課
父親への啓発・意 識醸成	子育てハン作成	ドブックの	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、1-(6)-①、3-(1)-④】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当

父親への啓発・意識醸成	男女共同参画啓発リー フレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリットなどを掲載したリーフレットを配布する。【3-(1)-④】	市民局 男女共同参画課
	男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用 リーフレットの作成	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、 啓発用リーフレットを作成し、配布する。	市民局 男女共同参画課
	つどいの広場事業	健康科学館(広島市健康づくりセンター)内において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場(常設オープンスペース)を祝・休日含めて運営し、子育て家庭に対する支援を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【1-(1)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 母子保健担当
	きんさい!みんなの保 育園事業(はじめての 子育て応援事業)	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【1-(1)-①】	こども未来局 幼保企画課、幼保給 付課
	家庭教育講座の充実	家庭教育を支援するため、公民館において、保護者を対象 に、子育てや親の役割など家庭教育についての学習会を、 こどもの発達段階に応じて実施する。	市民局生涯学習課

⑥ こどもの権利の啓発

こどもが有する権利が侵害されることのないよう、しつけに際して体罰を加えることのない子育てを推進するなど 様々な機会を活用してこどもの権利の普及啓発を図ります。また、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差 別により、こども・若者が悩み苦しむことのないよう、その多様性を認められながら安心して過ごせるための取組を行 います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
こどもの権利の普及啓発	こども・若者の意見表 明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法 や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若 者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【3-(4)-①】	こども未来局 こども未来調整課
	人権啓発事業の実施	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権 擁護委員協議会等と連携し、啓発事業(ヒューマンフェス タなどのイベント開催や、人権啓発資料の作成・配布等) を実施する。	市民局人権啓発課
	市民に対する人権教育の推進	小学校の保護者層に焦点を当てた人権教育の学習資料を作成・配布する。また、社会教育施設(公民館、男女共同参画推進センター、青少年センター)において人権教育講座を開催し、市民の人権に関する学習活動を支援する。	市民局 人権啓発課、生涯学 習課、男女共同参画 課 こども未来局 こども青少年支援部 青少年育成担当
	学校における人権教育 の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。【1-(3)-②】	教育委員会 健康教育課、指導第 一課、指導第二課
	児童虐待防止のための 取組	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、相談・援助を行うとともに、虐待の予防や早期発見を促すため、リーフレットやポスター等を活用した広報・普及活動(オレンジリボンキャンペーン)、学校、医療機関等関係者に対する研修の実施、児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)の周知等を行う。	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当、 児童相談所

性的マイノリティのこども・若者 への対応	性的マイノリティに対 する理解の促進	広島法務局等と連携し、人権課題の解消に向けた各種啓発活動を行い、市民の理解の一層の深化を図る。また、パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。	市民局人権啓発課
	学校における性的マイ	教職員を対象として、性的マイノリティに係る適切な理解	教育委員会
	ノリティの児童生徒等	を含む人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指	健康教育課、指導第
	への対応	導力の向上を図るための研修会を実施する。	一課、指導第二課

3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実

重点施策

(2) 子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備

【現状と課題】

- ニーズ調査によると、就学前児童の母親の 72.9%、就学児童の母親の 77.7%がフルタイム又はパート・アルバイト として就労中であり、現在は就労していない就学前児童の母親の 68.6%、就学児童の母親の 59.2%が、近い将来には 就労したいという意向を持っています。
- また、同調査では、生活の中で、家事や育児、プライベートの時間を優先したいと思っていても、現実には、仕事時間の優先度が高くなっている状況が明らかになっているとともに、子育ての精神的な負担を減らすために必要な支援として、半数近くが育児に参加するための就労環境の整備を挙げています。
- こうしたことから、子育てと仕事の調和を実現していくため、こどもの発達段階や家庭の事情等により変化する多様な就業ニーズを踏まえた支援に取り組むとともに、ライフステージに応じて多様な働き方ができる就労環境の整備を促進する必要があります。
- また、男女共同参画の観点から、根強く残っている「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識 の解消を進めていくとともに、職業生活と子育ての家庭生活を両立することができるよう、男性が育児休業を取得しや すい職場環境づくりなど、多様で柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

【主な施策展開】

① 多様な就業ニーズを踏まえた就労支援の充実

就業を希望する子育て中の保護者等が、そのニーズに沿って多様な形態で働くことができるよう、相談や各種講座の 開催などによる就労支援に取り組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の 方向性	名称	内 容	担当課
就労支援の充実	若者、女性等に対する 就労支援事業	若者、女性等を対象とした就職相談窓口において、就職や 転職に向けた伴走型支援を実施する。	経済観光局 雇用推進課
	女性の就労支援相談の 実施	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、 専門の相談員が就労に関する悩みや不安などの相談に対 応する。	市民局 男女共同参画課
	女性の就労支援に関する講座の開催	女性の起業・再就職を支援するため、広島市男女共同参画 推進センター(ゆいぽーと)において、キャリアアップセ ミナーなどの講座を実施する。	市民局男女共同参画課

② 多様な働き方ができる就労環境整備の促進

こどもの発達段階や家庭の事情等に応じた多様な働き方が可能な就労環境の整備を促進するため、仕事と家庭等の両立支援などに積極的に取り組む事業者の表彰や、働きやすい職場づくりに関する研修会などを通じて、事業者への働きかけを行うとともに、事業所内への保育施設の設置に向けた指導・助言などの支援を行います。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
事業所への支援や表彰の実施	働く女性・若者のため の就労環境整備の推進	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、 市内の中小企業等を対象に、働きやすい職場づくりに関す る無料相談、セミナーを開催し、良質な職場環境づくりを 推進する。	経済観光局雇用推進課
	男女共同参画・子育て 支援資金融資制度	男女共同参画や子育て支援に積極的に取り組む中小企業 を支援するため、平成 20 年度に創設した男女共同参画・ 子育て支援資金融資制度の利用促進を図る。	経済観光局 中小企業支援課

事業所への支援や表彰の実施	広島市男女共同参画推 進事業者表彰	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することにより、他の事業者の意識啓発を図る。	市民局男女共同参画課
	事業所等向け男女共同 参画支援講座の実施	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	市民局男女共同参画課
	女性活躍推進法に基づ く一般事業主行動計画 策定等に関する支援	女性が働きやすい職場環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する研修会等を実施する。	市民局男女共同参画課
事業所への指導・助言の実施	事業所内保育施設の設 置に関する指導・助言	事業所内への保育施設の設置について、積極的に相談に応 じ、指導・助言を行う。	こども未来局 幼保企画課

基本的視点	3	地域のあらゆる主体による子育て支援の充実
李个叫为为二	<u> </u>	地域ののファる工件による」目(又及の元

重点施策	(3) 安全・安心なまちづくりの推進
------	--------------------

【現状と課題】

- こどもが不審者から声を掛けられたり、後を付けられたりするなどの事案が、市内各地で多く発生しており、登下校中等のこどもの安全確保が重要な課題となっています。このため、地域ぐるみでこどもの安全を守り、安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進する必要があります。
- また、近年、我が国では災害が頻発化・激甚化しており、本市においても、平成26年8月豪雨、平成30年7月豪雨、令和3年8月の大雨災害と立て続けに災害が発生し、こども・若者を含む多くの方が犠牲になられました。また、甚大な被害が予想されている南海トラフ巨大地震による災害発生リスクも高まっています。こうした大規模災害等から身を守り適切な行動が取れるよう、日頃からこども・若者等の防災意識を醸成・向上させる必要があります。
- さらに、こどもにとって自転車は身近で便利なものですが、こどもが自転車に乗車しているときの交通事故が後を絶たず、自転車を始めとする交通安全意識の向上に引き続き取り組んでいく必要があります。

【主な施策展開】

① 地域ぐるみでこどもの安全を守るまちづくりの推進

こどもが犯罪等に巻き込まれることのないよう、地域全体で犯罪等を抑止し、こどもの安全を守る気運の醸成や取組の推進、そのための環境整備に取り組みます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内容	担当課
こどもを守る気運の醸成	「減らそう犯罪」推進 事業	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、広島市防災情報 メールや広島市公式LINEアカウントでの不審者情報 等の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などにより、防 犯意識の向上を図る。また、市内の全市立中学校を対象に 犯罪被害等防止教室を実施し、こどもの防犯力を育成する とともに、規範意識を育むことにより迷惑行為や犯罪の抑 止を図る。	市民局市民安全推進課
7 1/4 + c 7 7 Th	こどもの見守り活動の 促進	毎月 22 日の「こども安全の日」を中心とした安全に関する取組や「8・3運動」(登校時の午前8時前後と下校時の午後3時以降を中心にこどもを見守る運動)の展開等により、地域におけるこどもの見守り活動を促進する。また、地域においてこどもの緊急避難場所となる「こども110番の家」の設置を促進する。	こども未来局 こども青少年支部 青少年育成担当 教育委員会 健康教育課
こどもを守る取組の促進	消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、二十歳を祝うつどいなどの各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【1-(5)-③】	市民局 消費生活センター
安全・安心な環境の整備	地域安全活動事業の促 進	市民の防犯意識の高揚、各種犯罪の予防と少年の非行防止 等を目的として、各種の事業を実施している防犯組合連合 会へ事業補助を行う。	市民局市民安全推進課
	地域防犯カメラ設置補 助事業	犯罪や不審者の抑止効果や犯罪が発生したときの早期解決に有効な防犯カメラの設置費用の一部を助成することにより、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。	市民局市民安全推進課

安全・安心な環境の整備	安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【3-(3)-(3)	こども未来局 幼保企画課、放課後 対策課 道路交通局 道路課、道路管理課 教育委員会 健康教育課
	保育園・学校施設のブロック塀の安全対策	施設の利用者や周辺を通行する市民の安全確保のため、安全性の確認ができなかったコンクリートブロック塀の改修等を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 施設課
	防犯灯設置(LED化)	夜間における犯罪の発生を未然に防止するとともに、公衆 の交通安全を図るため、通学路などにおいて防犯灯を設置 する。	道路交通局 道路課

② 防災意識の向上に向けた取組の推進

災害発生時に的確な避難行動等が取れるよう、保育園や幼稚園、学校等において、危機管理マニュアルの整備や実践 的な避難訓練を実施します。また、こどもや保育士、教職員等の防災意識の向上を図るための教育や研修の充実に取り 組みます。

<主な事業・取組>

(他の掲載箇所の各項目番号を内容欄に【[基本的視点]-[重点施策]-[主な施策展開]】で表記)

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
実践的な訓練等の実施	危機管理マニュアルの 整備	保育園、幼稚園、学校等において、ハザードマップ等を踏まえた避難マニュアルを作成するとともに、マニュアルを 適宜点検し、見直しを行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課
	避難訓練の実施	保育園、幼稚園、学校等において、災害等の際に迅速に対応できるよう、避難経路の安全点検等を行うとともに、地域と連携し、実際に災害が発生したことを想定しながら、 危機意識を持った実践的な避難訓練を行う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課
防災意識の向上	防災教育の実施	保育園、幼稚園、学校等において、園児や児童生徒の発達 段階等に応じて、災害から自分の身を守る方法等について 指導を行うとともに、地域の水害碑等を活用して過去の災 害について学ぶなど、地域の特性等を踏まえた指導を行 う。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課
	保育士・教職員等への 研修会の開催	緊急事態の際に適切な判断や対応ができるよう、保育士や 教職員等に対して、具体的な対応方法等を学ぶとともに知 識を深めるための研修会を開催し、危機管理意識の醸成を 図る。	こども未来局 幼保企画課 教育委員会 健康教育課

③ 交通安全対策の推進

こどもが交通事故に遭うことのないよう、保育園や幼稚園、学校等において、交通マナーや自転車の正しい乗り方などについての交通安全教育を実施し、こどもの交通安全意識の醸成を図るとともに、必要な環境整備に取り組みます。

<主な事業・取組>

		(10 17 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7	
施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
交通安全意識の醸成	交通安全教室の開催	交通事故から身を守る意識を高めるため、保育園、幼稚園、 学校等を対象に、交通安全教室(横断歩道の渡り方や正し い自転車の乗り方などの実技指導)を開催する。	こども未来局 幼保企画課 道路管理課 教育委員会 健康教育課
	中・高校生に対する自 転車教本の作成	中学校1年生や高校1年生を対象とした自転車教本を作成し、市内の全ての中・高等学校の新入生に配付する。	道路交通局 自転車都市づくり 推進課

交通安全意識の 醸成	自転車運転免許制度の 実施	市内の中・高等学校の自転車通学者を対象とした自転車通 学許可証制度や、市立小学校の3年生を対象とした自転車 運転免許証制度を継続的に実施し、自転車の交通ルール・ マナーの遵守を促す。	道路交通局 自転車都市づくり 推進課 教育委員会 健康教育課
	学校での交通安全教育 の推進	こどもの交通事故から身を守る意識を高めるため、関係機 関や団体等との協力・連携により、歩行者のマナーや正し い自転車の乗り方等、交通安全教育を推進する。	教育委員会 健康教育課
道路交通環境の 整備	安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【3-(3)-①】	こども未来局 幼保企画課、放課後 対策課 道路交通局 道路課、道路管理課 教育委員会 健康教育課

基本的視点	3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実	
-------	------------------------	--

重点施策	(4) こども・若者の意見をいかした取組の推進	
------	-------------------------	--

【現状と課題】

- こどもアンケートによると、「国や広島市がこどもたちのために力を入れた方がいいと思うこと」について、17.9% のこどもが、「こどもに関することを決めるときに、こどもの意見をちゃんと聞いてくれること」と回答しています。
- 本計画の基本理念である「こども・若者と子育てに優しいまち」の実現に向けて、こども・若者に関する施策に、こ ども・若者の意見を反映させながら進めていくことが重要です。
- こども・若者の意見を聴いてその状況やニーズをより的確に把握し、施策に反映していくことで、施策の実効性が高まることに加え、こども・若者の社会の一員としての主体性や自己肯定感、自己有用感を高めることにもつながります。
- また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、国や地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められています。
- こうしたことから、こども・若者に関する施策を策定・実施・評価するに当たっては、こども・若者の最善の利益を 実現する観点から、各施策の目的等に応じてこども・若者等の意見を聴取し、その意見を施策へ反映するよう取り組み、 こども・若者の意見を表明する機会と社会的活動に参画する機会を確保していくことが必要です。

【主な施策展開】

① こども・若者の意見をいかした取組の推進

こども・若者に関する施策に関し、アンケートやワークショップ、座談会など多様な方法により、こども・若者への 意見聴取を行い、その意見を反映させる取組を推進します。また、声を聴かれにくいヤングケアラーや不登校のこども、 障害のあるこども・若者、社会的養護の下で暮らすこども・若者への意見聴取等にも取り組みます。

<主な事業・取組>

施策展開の 方向性	名 称	内 容	担当課
こども・若者への意見聴取の推進	多様な方法によるこど も・若者への意見聴取 の推進	施策の目的等に応じて、ワークショップ、座談会など多様 な方法により、こども・若者等の意見聴取を推進する。	こども未来局 こども未来調整課
	声を聴かれにくいこど も・若者への意見聴取 の推進	声を聴かれにくいこども・若者の意見を施策に反映させる ため、ヤングケアラーなどからの意見聴取を推進する。	こども未来局 こども未来調整課、 こども青少年支援部 こども青少年施策調整担当
	児童相談所におけるこ どもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【2-(1)-②】	こども未来局 児童相談所
	児童養護施設等におけ る意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員(アドボケイト)が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	こども未来局 こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	こども・若者意見の施 策等への反映状況のフ ィードバック	こども・若者からの意見の施策への反映状況をホームページで公表するなど、こども・若者へのフィードバックを推進する。	こども未来局 こども未来調整課
	こども・若者の意見表 明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法 や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若 者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【3-(1)-⑥】	こども未来局 こども未来調整課